資　料　編

目　　次

1　防災会議・災害対策本部
資料１－１　野田市防災会議条例 ····· 資-1
資料１－２　野田市防災会議運営要領 ····· 資-3
資料１－３　野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について ··· 資-4
資料１－４　野田市防災会議委員の構成 ····· 資-5
資料１－５　野田市災害対策本部条例 ····· 資-6
資料１－６　野田市災害対策本部組織図 ····· 資-7
資料１－７　野田市災害対策本部所掌事務 ····· 資-8
2　自主防災
資料２－１　野田市自主防災組織育成補助金交付規則····· 資-14
資料２－２　野田市自主防災組織一覧 ····· 資-19
3　情報連絡
資料３－１　野田市防災行政無線局管理運用規程····· 資-24
資料３－２　野田市防災行政無線局管理運用細則····· 資-26
資料３－３　野田市防災行政無線設置場所一覧····· 資-31
資料３－４　野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱····· 資-36
資料３－５　野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧····· 資-40
資料３－６　野田市防災用ＭＣＡ無線管理運用規程····· 資-43
資料３－７　野田市防災用ＭＣＡ無線携帯型無線機管理運用細則····· 資-45
資料３－８　野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿····· 資-46
資料３―９　防災関係機関の電話 ····· 資-48
資料３－10　災害広報の例文 ····· 資-49
4　指定緊急避難場所・防災関連施設等
資料４－１　指定緊急避難場所一覧 ····· 資-54
資料４－２　備蓄倉庫・備蓄品一覧 ····· 資-63
資料４－３　飲料水確保量 ····· 資-63
資料４－４　指定給水場 ····· 資-65
資料４－５　野田市内の緊急輸送路 ····· 資-66
資料４－６　ヘリコプター臨時離発着場 ····· 資-67
資料４－７　市域内における収容医療機関 ····· 資-68
5　災害救助法・協定等
資料５－１　被害の認定基準（災害総括報告）····· 資-69
資料５－２　災害救助法による救助の程度・方法及び期間····· 資-71
資料５－３　激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準····· 資-74
資料５－４　野田市災害弔慰金の支給等に関する条例····· 資-77
資料５－５　野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則····· 資-81
資料５－６　災害見舞金品交付要綱 ····· 資-85
資料５－７　災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）····· 資-87
資料５－７　災害時応援協定一覧（民間事業者）····· 資-85
6　風水害・土砂災害
資料６－１　警報・注意報発表基準一覧 ····· 資-87
資料６－２　土砂災害警戒区域等一覧 ····· 資-93
資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内におけるよう配慮者利用施設一覧･･･資-93

○野田市防災会議条例

昭和38年６月24日
野田市条例第13号
注　平成 24 年７月から改正経過を注記した。

（目　的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、野田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（平 24 条例 27・一部改正）
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1) 野田市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
(2) 野田市水防計画その他水防に関し必要な事項について調査及び審議すること。
(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（平 24 条例 27・一部改正）
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員の定数は 36 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
(1) 指定地方行政機関の職員
(2) 千葉県知事の部内の職員
(3) 千葉県警察の警察官
(4) 自主防災組織を構成する者
(5) 学識経験者
(6) 市職員
(7) 教育長
(8) 消防長及び消防団長
(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
(10) 公募に応じた市民
(11) その他市長が必要と認める者
６　前項第４号、第５号及び第９号から第11号までに掲げる委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
（平 24 条例 18・平 24 条例 27・一部改正）
（専門委員）
第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 53 年 12 月 25 日野田市条例第 32 号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（他の条例の一部改正）

２　野田市特別職の職員の費用弁償及び旅費に関する条例（昭和 26 年野田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第１条中第 40 号を第 41 号とし、第 39 号の次に次の１号を加える。

（40）　野田市防災会議の委員

附　則（昭和 57 年３月 31 日野田市条例第 10 号）

この条例は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附　則（平成元年７月１日野田市条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月 29 日野田市条例第２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

（他の条例の廃止）

２　野田市水防協議会条例（昭和 62 年野田市条例第５号）は、廃止する。

附　則（平成 12 年３月 31 日野田市条例第１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。（後略）

附　則（平成 24 年７月 13 日野田市条例第 18 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 24 年８月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この条例の施行に伴い新たに委嘱される野田市防災会議の委員の任期は、第１条の規定による改正後の野田市防災会議条例第３条第６項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員（第１条の規定による改正前の野田市防災会議条例第３条第６項本文に規定する任期の定めのある委員をいう。）の任期満了の日までとする。

附　則（平成 24 年 10 月３日野田市条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○野田市防災会議運営要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、野田市防災会議条例（昭和 38 年野田市条例第 13 号）第５条の規定に基づき、野田市防災会議（以下「会議」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定める。

（会　議）

第２条　会議は会長が召集し、議長となる。

２　委員は、防災会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

３　会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ開催することができない。

（委任による処理）

第３条　会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

２　前項の規定により処理したときは、会長は次の会議にこれを報告しなければならない。

（意見の聴取）

第４条　会長は、必要があるときは、委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶　務）

第５条　会議の庶務は、野田市市民生活部防災安全課において処理する。

附　則

この要領は、平成７年４月 14 日から施行する。

資料１－３　野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

○野田市防災会議の権限に属する事項のうち会長が処理できる事項について

野田市防災会議運営要領第３条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

１．災害が発生した場合において、情報の収集に関すること。

２．災害が発生した場合において、災害応急対策及び災害復旧に関して、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

３．関係行政機関に関する協力の要請に関すること。

４．その他簡易な事項

○野田市防災会議委員の構成

区　分	職　　名
会　　長	野田市長
第１号委員 （指定地方行政機関の職員）	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 **国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所** **農林水産省関東農政局千葉県拠点**
第２号委員 （県職員）	千葉県東葛飾地域振興事務所 千葉県東葛飾土木事務所 千葉県野田健康福祉センター
第３号委員	千葉県野田警察署
第４号委員	自主防災組織
第５号委員	学識経験者
第６号委員 （市職員）	野田市副市長 野田市水道事業管理者 野田市建設局長 野田市職員
第７号委員	野田市教育長
第８号委員 （消防長及び消防団長）	野田市消防長 野田市消防団長
第９号委員 （指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員）	東日本電信電話**株式会社** **東京電力パワーグリッド株式会社** 東武鉄道**株式会社** 野田ガス**株式会社**
第 10 号委員 （公募に応じた市民）	公募委員 公募委員 公募委員 公募委員
第 11 号委員 **（その他市長が必要と認める者）**	陸上自衛隊需品学校 千葉県トラック協会野田支部 一般社団法人野田市医師会 一般社団法人野田市歯科医師会 野田市薬剤師会 野田市小中学校長会 野田市女性団体連絡協議会 野田市赤十字奉仕団 野田市障がい者団体連絡会 いきいきクラブ連合会 野田市立保育所保護者会

○野田市災害対策本部条例

昭和38年６月24日
野田市条例第14号

注　平成 24 年 10 月から改正経過を注記した。

（目　的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、野田市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（平 24 条例 27・一部改正）

（組　織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑　則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年３月 29 日野田市条例第５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月３日野田市条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○野田市災害対策本部組織図

○野田市災害対策本部所掌事務

■本部事務局

班名	統括責任者	責任者	事務分掌
総括班	市民生活部長	防災安全課長	・災害対策本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。 ◎本部会議に関すること。 ・本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。 ・国、県等への災害報告に関すること。 ◎気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・**避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)**の発令に関すること。 ・防災行政無線の運用に関すること。 ◎支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ◎帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
		市民生活課長	・本部会議に関すること。 ・気象予警報、地震情報等の収集伝達に関すること。 ・支部連絡所からの情報の収集・伝達に関すること。 ・帰宅困難者の把握及び支援に関すること。
調整班	**市政推進室長**	**指名による**	**・本部会議の記録に関すること。** **・本部長、副本部長の秘書に関すること。** **・災害視察及び見舞いのための接遇に関すること。** **・県、市町村、国、自衛隊、関係機関等への応援要請及び連絡調整に関すること。**

■特命班（各部からの応援要員で構成）

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集、整理及び各部への提供に関すること。
電話対応班		指名による	・市民等からの電話問合せ、連絡受付けに関すること（コールセンター）。 ・電話等の設置及び運営に関すること。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関、自治体等外部との連絡調整に関すること。 ・各班との調整に関すること。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関すること。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関すること。

■各班共通事務

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
各部共通事務	各部長	各所属長等	・所管施設利用者等の安全避難及び保護者等への引き渡しに関すること。 ・所管施設、各種団体等の被害調査及び復旧に関すること。 ・所管する施設の災害拠点としての活用に関すること。 ・本部事務局への要員の派遣及び支援に関すること。 ・本部長の特命事項に関すること。

■各対策班　　※　◎は複数の課で担当する場合の主な担当

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
広報班	企画財政部長	企画調整課長	・災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ・報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。 ・義援金・寄附金の受入れに関すること。
		広報広聴課長	◎災害広報（ホームページ、防災行政無線等）に関すること。 ◎報道機関との連絡調整及び記者発表に関すること。
被害調査班	企画財政部長	財政課長	◎被害調査総括に関すること。 ◎被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ・り災証明に関すること。
		課税課長	・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ◎住家被害認定調査に関すること。 ・り災証明に関すること。
		収税課長	・被害調査総括に関すること。 ・被害発生状況の記録に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。 ◎り災証明に関すること。
対策要員部班	総務部長	総務課長	◎職員の安否確認に関すること。 ◎職員の健康管理に関すること。 ◎対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。
		人事課長	・職員の動員に関すること。 ・職員の安否確認に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ・外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・災害対策が長期化した場合の職員のローテーションに関すること。
		行政管理課長	・職員の安否確認に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・対策要員への飲料水、食料等の供給に関すること。 ◎外部応援要員の受入れ及び対応に関すること。 ・庁内基幹システムの機能確保に関すること。
庁舎管理班	総務部長	管財課長	・庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ◎災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ◎緊急通行車両の申請に関すること。 ・対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ・ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。
		営繕課長	◎庁舎及び施設の機能確保に関すること。 ・災害時の配車計画、車両借上げ及び燃料確保に関すること。 ・緊急通行車両の申請に関すること。 ◎対策本部設置の設備・機材の確保に関すること。 ◎ヘリコプター等の緊急輸送に関すること。

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
生活支援班	市民生活部長	市民課長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ・住民の安否及び所在の把握に関すること。 ◎遺体の埋火葬に関すること。
		関宿支所長	◎総合相談窓口の開設及び運営に関すること（関宿支所）。 ・遺体の埋火葬に関すること。
		国保年金課長	・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ◎住民の安否及び所在の把握に関すること。
物資班	自然経済推進部長	商工観光課長	◎生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		農政課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ・救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ◎食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
		みどりと水のまちづくり課長	・生活必需品の調達及び供給に関すること。 ◎救援物資の受入れ及び供給に関すること。 ・食料及び飲料水の調達及び供給に関すること。
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第一課長	◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第二課長	◎し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること
		環境保全課長	◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。
土木班	土木部長	管理課長	・河川・排水路等の復旧に関すること。 ◎道路及び橋梁の復旧に関すること。 ◎道路の障害物の除去に関すること。 ◎土木関係業者との連絡調整に関すること。
		道路建設課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ◎交通規制に関すること。
		用地課長	・道路及び橋梁の復旧に関すること。 ・道路の障害物の除去に関すること。 ・土木関係業者との連絡調整に関すること。 ・交通規制に関すること。
		下水道課長	・下水道の復旧に関すること。

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること。 ◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住家被害認定調査に関すること。
		営繕課長	・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
都市班	都市部長	都市整備課長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		梅郷駅西土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		愛宕駅周辺地区市街地整備事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
		次木親野井土地区画整理事務所長	・土木班・住宅班の応援に関すること。
保健救護班	保健福祉部長	保健 センター長	・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。
要配慮者班	保健福祉部長 児童家庭部長	生活支援課長	・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉関係団体、社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・災害義援金及び見舞金の交付に関すること。 ・災害ボランティアセンターに関すること。
		障がい者支援課長	◎福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・避難行動要支援者支援に関すること。
		高齢者支援課長	◎避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		介護保険課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		こぶし園長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		児童家庭課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。
		保育課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・応急保育に関すること。
		人権・男女共同参画推進課長	・避難行動要支援者支援に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・相談支援に関すること。

１　防災会議・災害対策本部　資料１－７　野田市災害対策本部所掌事務

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
避難所班	生涯学習部長	教育総務課長	◎指定避難所の開設及び運営支援の総括に関すること。 ◎避難者全体の把握に関すること。
社教班	生涯学習部長	社会教育課長	・避難所班の応援に関すること。
		社会体育課長	・避難所班の応援に関すること。
		青少年課長	・避難所班の応援に関すること。
		文化センター長	・避難所班の応援に関すること。
		興風図書館長	・避難所班の応援に関すること。
学校班	学校教育部長	学校教育課長	・応急教育に関すること。 ◎児童及び生徒の安否確認に関すること。 ・炊出し協力業者との調整に関すること。
		指導課長	・児童及び生徒の安否確認に関すること。
市民情報班	議会事務局長	議会事務局長	◎行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		監査委員事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ◎指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ・市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。
		会計管理者	・行方不明者等の受付け、死者、負傷者等被災市民の把握に関すること。 ・指定避難所以外の避難者の把握に関すること。 ◎市外に避難した被災者の所在把握及び支援に関すること。

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
消火・救助班	消防長	総務課長	・救助に関すること。
		予防課長	・消火に関すること。
		警防課長	・救急に関すること。
		消防署長	・水防活動に関すること。 ・り災証明（火災）に関すること。 ・自主防災組織等との協力連携に関すること。
給水班	水道事業管理者	業務課長	◎応急給水に関すること。 ・水道施設の復旧に関すること。
		工務課長	・応急給水に関すること。 ◎水道施設の復旧に関すること。

■支部連絡所及び指定避難所対応（各統括責任者の指示により対応部員を指定する）

班　名	統括責任者	責任者	事務分掌
関宿北部地区	議会事務局長	議会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		選挙管理委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		監査委員事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		農業委員会事務局長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
		会計管理者	・支部連絡所及び指定避難所（関宿北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿中部地区	企画財政部長	企画財政部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿中部地区）の開設及び運営支援に関すること。
関宿南部地区	土木部長	土木部次長	・支部連絡所及び指定避難所（関宿南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
川間地区	自然経済推進部長	自然経済推進部次長	・支部連絡所及び指定避難所（川間地区）の開設及び運営支援に関すること。
北部地区	児童家庭部長	児童家庭部次長	・支部連絡所及び指定避難所（北部地区）の開設及び運営支援に関すること。
中央地区	生涯学習部長	生涯学習部次長	・支部連絡所及び指定避難所（中央地区）の開設及び運営支援に関すること。
東部地区	学校教育部長	学校教育部次長	・支部連絡所及び指定避難所（東部地区）の開設及び運営支援に関すること。
南部地区	都市部長	都市部次長	・支部連絡所及び指定避難所（南部地区）の開設及び運営支援に関すること。
福田地区	総務部長	総務部次長	・支部連絡所及び指定避難所（福田地区）の開設及び運営支援に関すること。

※次長不在の場合は主管課長

○野田市自主防災組織育成補助金交付規則

平成18年３月31日
野田市規則第21号

目　次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　自主防災組織資機材等補助金（第３条－第 13 条）
第３章　自主防災組織活動補助金（第 14 条－第 24 条）
第４章　雑則（第 25 条）
附則

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、自主防災組織に対し、予算の範囲内において、防災活動を行う上で必要な資材、機具等（以下「資機材等」という。）の整備及び防災活動に必要な経費について補助金を交付し、もって自主防災組織の育成及び防災体制の充実を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規則において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に自治会等を単位として結成する組織をいう。

第２章　自主防災組織資機材等補助金

（資機材等補助金）

第３条　市長は、自主防災組織に対し、その防災活動に必要な資機材等の**整備**に要する経費に充てるための補助金（以下「資機材等補助金」という。）を交付することができる。ただし、資機材等補助金の交付は、１の自主防災組織につき１回に限るものとする。

２　資機材等の種類は、消火器、担架、救急薬品その他市長が必要と認めるものとする。

（平 27 規則 49・一部改正）

（資機材等補助金の額**等**）

第４条　資機材等補助金**の補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。**

（平 27 規則 49・全改）

（交付の申請）

第５条　資機材等補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織資機材等補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)　自主防災組織規約
(2)　自主防災組織防災計画
(3)　組織及び任務分担
(4)　**資機材等の整備に係る見積書**

（平 27 規則 49・一部改正）

（交付の決定等）

第６条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、資機材等補助金の交付の可否及び交付する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付（不交付）決定通知書（別記第２号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　市長は、資機材等補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1)　資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
(2)　資機材等を利用した防災訓練を毎年度１回以上実施するよう努めること。

（平 27 規則 49・一部改正）

（変更の申請）

第８条　第６条の規定により資機材等補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「資機材等補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金変更申請書（別記第３号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第９条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における資機材等補助金の額を決定し、野田市自主防災組織資機材等補助金変更承認（不承認）通知書（別記第４号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条　資機材等補助金交付団体は、資機材等補助金の交付の決定に係る資機材等の購入が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織資機材等補助金実績報告書（別記第５号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 収支決算書

（資機材等補助金の額の確定）

第 11 条　市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、資機材等補助金の額を確定し、野田市自主防災組織資機材等補助金交付額確定通知書（別記第６号様式）により資機材等補助金交付団体に通知するものとする。

（資機材等補助金の交付等）

第 12 条　前条の規定による通知を受けた資機材等補助金交付団体が、資機材等補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金交付請求書（別記第７号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により資機材等補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該資機材等補助金を交付するものとする。

３　市長は、必要があると認めるときは、資機材等補助金の交付については、概算払をすることができる。

４　資機材等補助金交付団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、野田市自主防災組織資機材等補助金概算払請求書（別記第８号様式）を市長に提出しなければならない。

５　第３項の規定による概算払を受けた資機材等補助金交付団体は、前条の規定により資機材等補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに精算をしなければならない。

（資機材等補助金の返還）

第 13 条　市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定による調査等により資機材等補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、資機材等補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した資機材等補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により資機材等補助金の交付を受けたとき。

(2) 資機材等補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この規則又は資機材等補助金の交付の条件に違反したとき。

（平 27 規則 49・一部改正）

第３章　自主防災組織活動補助金

（活動補助金）

第 14 条　市長は、自主防災組織に対し、その防災活動について補助金（以下「活動補助金」という。）を交付することができる。ただし、活動補助金の交付は、1 度につき 1 回に限るものとする。

（平 27 規則 49・一部改正）

（活動補助金の額）

第 15 条　活動補助金の額は、200 円に自主防災組織を構成する世帯の数（以下「構成世帯数」という。）を乗じて得た額以内の額とする。

（平 27 規則 49・一部改正）

（交付の申請）

第 16 条　活動補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、野田市自主防災組織活動補助金交付申請書（別記第９号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第 17 条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、活動補助金の交付の可否及び交付する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金交付（不交付）決定通知書（別記第 10 号様式）により前条の自主防災組織に通知するものとする。

（交付の条件）

第 18 条　市長は、活動補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 自主防災組織の代表者は、組織の育成及び充実に努めること。

(2) 防災訓練を実施すること。

（平 27 規則 49・一部改正）

（変更の申請）

第 19 条　第 17 条の規定により活動補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「活動補助金交付団体」という。）は、当該決定に係る申請の内容を変更又は中止しようとするときは、野田市自主防災組織活動補助金変更申請書（別記第 11 号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更の承認）

第 20 条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の可否及び変更を承認する場合における活動補助金の額を決定し、野田市自主防災組織活動補助金変更承認（不承認）通知書（別記第 12 号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（実績報告）

第 21 条　活動補助金交付団体は、活動補助金の交付の決定に係る防災訓練が完了したときは、速やかに、野田市自主防災組織活動補助金実績報告書（別記第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

（活動補助金の額の確定）

第 22 条　市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、活動補助金の額を確定し、野田市自主防災組織活動補助金交付額確定通知書（別記第 14 号様式）により活動補助金交付団体に通知するものとする。

（活動補助金の交付）

第 23 条　前条の規定による通知を受けた活動補助金交付団体が、活動補助金の交付の請求をするときは、野田市自主防災組織活動補助金交付請求書（別記第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により活動補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに、当該活動補助金を交付するものとする。

（活動補助金の返還等）

第 24 条　市長は、地方自治法第 221 条第 2 項の規定による調査により活動補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、活動補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した活動補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1)　偽りその他不正の手段により活動補助金の交付を受けたとき。

(2)　活動補助金を他の用途に使用したとき。
(3)　この規則又は活動補助金の交付の条件に違反したとき。
（平 27 規則 49・一部改正）

第４章　雑　則
（補　則）
第 25 条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成 18 年４月１日から施行する。
（野田市自主防災組織防災資機材交付規則等の廃止）
２　次に掲げる規則は、廃止する。
(1)　野田市自主防災組織防災資機材交付規則（平成７年野田市規則第 39 号）
(2)　野田市自主防災組織防災活動補助金交付規則（平成７年野田市規則第 40 号）
（経過措置）
３　前項の規定による廃止前の野田市自主防災組織防災資機材交付規則の規定により資機材の交付を受けた自主防災組織は、第３条第１項の規定による資機材等補助金の交付を受けたものとみなす。
（資機材等補助金に関する特例措置）
4　平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条第 1 項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の規定により資機材等補助金の交付を受けた自主防災組織が一般財団法人自治総合センターの自主防災組織育成事業の助成を受けていない場合であって当該資機材等補助金の交付の決定を受けた日から 4 年を経過した日以後に資機材等の整備を行うときは、1 回を限度として再度資機材等補助金の交付を受けることができるものとする。
（平成 27 規則 49・追加）
5　平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 までの間における資機材等補助金の補助対象経費及び補助金の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	(1)　第 3 条第 1 項の規定による資機材等補助金　補助対象経費の 10 分の 10 以内の額。ただし、200,000 円に、1,800 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。 (2)　前項の規定による資機材等補助金　補助対象経費の 2 分の 1 以内の額。ただし、100,000 円に、900 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

（平 27 規則 493・追加）
（活動補助金に関する特例措置）
6　平成 27 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条の規定にかかわらず、防災活動として、初期消火、安否確認、救出救護、避難誘導及び被災者支援の防災訓練のうち 3 種類以上のものを 1 年度内に実施した場合における活動補助金の額は、構成世帯数に 250 円を乗じて得た額以内の額とする。
（平 27 規則 49・追加）
附　則（平成 23 年 5 月 19 日野田市規則第 29 号抄）
（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の用紙については、当分の間、

これを取り繕って使用することができる。

附　則(平成 27 年 9 月 30 日野田市規則第 49 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条)

（平 27 規則 49・追加）

補助対象費	補助金の額
資機材等の整備に要する費用	補助対象経費の 10 分の 10 以内の額。ただし、200,000 円に、1,500 円に構成世帯数を乗じて得た額を加えた額を限度とする。

別記第 1 号様式(第 5 条)

(平 23 規則 29・平 27 規則 49・一部改正)

○野田市自主防災組織一覧

平成 29 年３月１日現在

地区		組　織　名	結成年月日
関宿北部	1	江戸町自主防災会	平成13年11月30日
	2	上谷中自主防災会	平成９年３月16日
	3	上谷中団地自主防災会	平成９年３月16日
	4	下納谷・下谷中自主防災会	平成12年２月18日
	5	関宿町自主防災会	平成16年11月15日
	6	台町上町自治会防災会	平成26年９月１日
	7	台町中下町自主防災会	平成10年２月15日
	8	西町自主防災会	平成11年３月１日
	9	元町・内町自主防災会	平成８年３月１日
関宿中部	10	親野井１自主防災会	平成８年３月１日
	11	親野井２自主防災会	平成21年２月５日
	12	柏寺自治会自主防災会	平成23年５月25日
	13	桐ヶ作１自治会自主防災会	平成19年５月30日
	14	桐ヶ作２自治会自主防災会	平成19年５月30日
	15	古布内新敷自治会自主防災会	平成23年10月12日
	16	古布内表自主防災会	平成12年２月18日
	17	古布内高倉自主防災会	平成25年５月23日
	18	古布内高倉南自治会防災会	平成17年９月16日
	19	古布内堀ノ内自治会自主防災会	平成23年10月12日
	20	古布内山坪中央自治会防災会	平成21年６月１日
	21	古布内山坪第一自治会自主防災会	平成23年９月29日
	22	古布内山坪第二自治会自主防災会	平成23年10月12日
	23	古布内山坪第３自治会自主防災会	平成25年４月１日
	24	古布内山坪第五自治会自主防災会	平成19年10月９日
	25	古布内山坪第６自治会自主防災会	平成20年５月30日
	26	中戸自主防災会	平成９年３月16日
	27	次木自治会自主防災会	平成14年１月27日
	28	次木第１自主防災会	平成14年１月27日
	29	次木２自治会自主防災会	平成21年11月20日
	30	次木３自治会自主防災会	平成23年12月15日
	31	西高野自治会防災会	平成24年７月９日
	32	新田戸自治会自主防災会	平成23年４月19日
	33	東高野自主防災会	平成10年２月15日
	34	東高野みどりヶ丘自主防災会	平成10年２月15日
	35	ひがし台自主防災会	平成８年３月１日
	36	東宝珠花上自治会自主防災会	平成23年９月28日
	37	東宝珠花中自治会自主防災会	平成23年９月28日
	38	東宝珠花下自治会自主防災会	平成23年９月28日
	39	東宝珠花下２自治会自主防災会	平成23年９月28日
	40	平井自主防災会	平成11年３月１日
関宿南部	41	新宿団地自主防災会	平成18年４月10日
	42	新宿自治会自主防災会	平成18年11月９日
	43	飯塚自主防災会	平成10年２月15日
	44	内野堤根自治会防災会	平成26年６月19日
	45	大山自主防災会	平成15年12月16日
	46	岡田自治会自主防災組織	平成22年７月20日
	47	上納谷自治会防災会	平成27年４月１日

地区		組　織　名	結成年月日
関宿南部	48	鴻ノ巣防災会	平成26年３月９日
	49	小作自主防災会	平成12年２月18日
	50	小林住宅団地防災会	平成17年４月６日
	51	志部前堀自主防災会	平成９年３月16日
	52	〆切自治会防災会	平成26年６月11日
	53	下根自主防災会	平成８年３月１日
	54	砂南区自主防災会	平成11年３月１日
	55	高倉自治会防災会	平成26年４月１日
	56	出洲自治会防災会	平成26年６月11日
	57	羽貫２自主防災会	平成19年４月３日
	58	羽貫３自治会防災会	平成24年７月１日
	59	ひまわり自治会防災会	平成23年５月１日
	60	前村自治会防災会	平成26年４月１日
	61	松ノ木自主防災会	平成13年11月14日
	62	緑ヶ丘自主防災会	平成19年10月９日
	63	向の内自治会安心防災会	平成20年11月13日
	64	武者土自治会防災会	平成26年６月16日
	65	山の内自治会自主防災会	平成17年８月１日
川間	66	阿部自治会自主防災会	平成20年５月12日
	67	尾崎六区自治会自主防災会	平成18年12月18日
	68	尾崎１０区自主防災会	平成８年２月19日
	69	尾崎１１区自衛防災団	平成８年４月１日
	70	小山自治会自主防災会	平成26年４月13日
	71	川間台自治会自主防災会	平成24年12月４日
	72	けやき台自主防災会	平成28年４月１日
	73	つくし野自治会自主防災会	平成22年６月10日
	74	堂山自治会防災対策委員会	平成８年４月18日
	75	中里上自治会防災会	平成25年８月30日
	76	中里下自治会防災会	平成26年３月30日
	77	東金野井自主防災会	平成８年２月19日
	78	日の出町自主防災会	平成８年３月26日
	79	船形上自主防災会	平成26年６月20日
	80	船形中自治会自主防災会	平成24年８月25日
	81	船形下自治会防災会	平成26年５月20日
北部	82	岩名１区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	83	岩名二区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	84	岩名３区自治会自主防災会	平成19年12月13日
	85	岩名４区自治会自主防災会	平成20年４月８日
	86	岩名第五区自治会自主防災委員会	平成18年９月21日
	87	岩名一丁目中央自治会防災会	平成22年７月２日
	88	岩名一丁目町内会自主防災会	平成10年６月23日
	89	岩名二丁目町内会防災会	平成18年１月26日
	90	春日町第一自治会自主防災会	平成21年６月17日
	91	春日町第二自治会自主防災会	平成21年６月19日
	92	春日第三自主防災会	平成18年７月７日
	93	川間住宅自治会自主防災会	平成８年５月22日
	94	光葉町自治会防災会	平成24年７月１日
	95	五木自治会防災会	平成８年３月19日
	96	こばと団地自治会自主防災会	平成19年12月13日

地区		組　織　名	結成年月日
北部	97	七光住宅自治会自主防災会	平成８年５月22日
	98	七光台第１自治会自主防災会	平成８年５月22日
	99	七光台第２自治会自主防災会	平成８年５月22日
	100	七光台第３自治会自主防災会	平成８年５月22日
	101	七光台第４自治会自主防災会	平成８年５月22日
	102	七光台第５自治会自主防災会	平成８年５月22日
	103	七光台第６自治会自主防災会	平成８年５月22日
	104	ファミール７自治会自主防災会	平成８年５月22日
	105	蕃昌区第１自治会自主防災会	平成20年５月20日
	106	蕃昌区第２自治会自主防災会	平成20年５月20日
	107	蕃昌区第３自治会自主防災会	平成20年５月20日
	108	蕃昌区第４自治会自主防災会	平成20年５月14日
	109	蕃昌区第５自治会自主防災会	平成20年５月23日
	110	蕃昌区第６自治会自主防災会	平成20年５月20日
	111	谷津自治会自主防災会	平成18年１月12日
	112	吉春自治会自主防災会	平成19年12月20日
	113	谷吉区第１自治会自主防災会	平成26年３月30日
	114	谷吉区第２自治会自主防災会	平成26年３月30日
	115	谷吉区第３自治会自主防災会	平成26年３月30日
	116	谷吉区第４自治会自主防災会	平成26年３月30日
	117	谷吉区第５自治会自主防災会	平成26年３月30日
中央	118	鹿島町自主防災組織会	平成25年４月21日
	119	上花輪第一自治会防災会	平成28年11月29日
	120	上花輪４－１自主防災組合	平成23年７月15日
	121	清水第１自治会防災部	平成９年８月27日
	122	清水第２自治会防災会	平成27年９月１日
	123	清水第３町内自主防災会	平成９年５月７日
	124	清水第４防災会	平成９年７月16日
	125	清水第５自治会自主防災会	平成８年７月８日
	126	清水第６自治会自主防災会	平成21年５月29日
	127	清水第７自治会防災委員会	平成８年３月11日
	128	清水第八自治会防災会	平成18年12月６日
	129	清水第１１自治会自主防災会	平成９年７月18日
	130	すみらんど自主防災会	平成12年４月21日
	131	太子堂第一自治会防災会	平成27年４月１日
	132	太子堂第二自治会防災会	平成27年５月22日
	133	太子堂第三自治会防災会	平成27年４月４日
	134	太子堂第４防災会	平成８年２月15日
	135	太子堂第五自治会防災会	平成27年４月21日
	136	堤台第１自治会防災会	平成28年１月27日
	137	堤台第２自治会防災会	平成28年１月19日
	138	堤台第３自治会防災会	平成28年１月19日
	139	つつみ野自治会防災会	平成23年６月１日
	140	仲町区第１自治会防災会	平成27年５月24日
	141	仲町区第２自治会防災会	平成27年５月24日
	142	仲町区第３自治会防災会	平成27年５月24日
	143	仲町区第４自治会防災会	平成27年５月24日
	144	仲町区第５自治会防災会	平成27年５月24日
	145	中野台第1自治会自主防災会	平成21年４月23日

地区		組　織　名	結成年月日
中央	146	中野台第４自治会自主防災会	平成10年11月10日
	147	中野台第９防災会	平成12年７月26日
	148	野田桜の里四季のまちⅠ防災会	平成25年12月１日
	149	ほのぼの自治会自主防災会	平成28年１月24日
東部	150	鶴奉第一自治会防災会	平成27年４月１日
	151	鶴奉第２自治会自主防災会	平成12年12月20日
	152	ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月１日
	153	中根第１自治会防災会	平成22年７月１日
	154	中根第２自治会自主防災会	平成18年４月21日
	155	中根第３自治会自主防災会	平成17年９月14日
	156	中根第４自治会自主防災会	平成20年７月10日
	157	中根第６自治会自主防災会	平成18年４月28日
	158	中根第７自治会自主防災会	平成19年６月１日
	159	中根第９自治会自主防災会	平成21年７月６日
	160	中根第１３自治会自主防災会	平成20年７月８日
	161	中根第１４自治会自主防災会	平成20年４月１日
	162	中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年７月15日
	163	宮崎第３防災会	平成８年２月19日
	164	宮崎第５自治会自主防災組織	平成28年９月１日
	165	目吹４区自治会防災会	平成10年３月31日
	166	柳沢第１自治会自主防災会	平成10年９月８日
	167	柳沢第２自治会自主防災会	平成９年５月６日
	168	柳沢第３・第８自主防災会	平成10年９月９日
南部	169	今上上下谷自治会防災会	平成25年７月６日
	170	梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年６月５日
	171	運河台自治会自主防災会	平成18年２月22日
	172	永大団地自主防災会	平成24年５月14日
	173	大崎自主防災会	平成24年３月５日
	174	大和田自治会自主防災会	平成22年５月６日
	175	県営野田山崎防災会	平成22年３月30日
	176	交通公社うめさと団地自治会自主防災会	平成21年８月６日
	177	桜木自主防災会	平成17年12月15日
	178	桜台自主防災会	平成19年６月25日
	179	里区自治会自主防災会	平成17年４月１日
	180	宿自治会防災会	平成28年４月17日
	181	大成防災会	平成18年３月27日
	182	チサンマンション野田自主防災会	平成19年６月19日
	183	堤根自治会自主防災会	平成８年２月14日
	184	東和リバーサイド野田防災会	平成10年９月24日
	185	西大和田第二自治会防災会	平成25年８月30日
	186	西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月４日
	187	野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年６月15日
	188	東大崎自治会自主防災会	平成18年７月７日
	189	東新田自治会自主防災会	平成20年８月８日
	190	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年６月25日
	191	松ヶ丘地区防災会	平成８年２月19日
	192	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年６月５日
	193	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年８月１日
	194	山崎団地自治会自主防災会	平成22年６月９日

地区		組　織　名	結成年月日
南部	195	やまばと会防災会	平成24年７月10日
	196	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年５月１日
	197	若葉台自治会自主防災会	平成21年３月３日
福田	198	下町自主防災会	平成９年４月28日
	199	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成９年９月18日
	200	野田梅郷自治会防災会	平成８年７月24日
	201	灰毛自治会	平成８年３月19日
	202	保木間自治会防災会	平成29年２月１日
	203	本郷第１自治会自主防災会	平成22年５月18日
	204	本郷第２自治会自主防災会	平成22年５月18日
	205	三ツ堀防災会	平成13年２月28日
	206	わかくさ台防災会	平成23年２月２日
合計		206組織	

○野田市防災行政無線局管理運用規程

（目　的）

第１条　この規程は、野田市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信を図るため設置する野田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

（定　義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局　電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2) 固定系親局　特定の２以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。

(3) 固定系子局　固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(4) 固定系戸別受信機　固定系親局の通信の相手方となる屋内受信設備をいう。

(5) 文字表示機能付き子局　通信内容を文字表示する機能設備を設置した固定系子局

(6) 無線系　前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。

(7) 無線従事者　電波法（昭和 25 年法律第 131 号。以下「法」という。）第 40 条第１項に規定する資格を有する者であって、市長が選任したものをいう。

（無線局の回線構成）

第３条　無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

（無線系の職員）

第４条　無線系に次に掲げる職員を置く。

(1) 総括管理者

(2) 管理責任者

(3) 通信取扱責任者

(4) 通信取扱者

（総括管理者）

第５条　総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

２　総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。

３　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第１項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。

（管理責任者）

第６条　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに所属の通信取扱者を指揮監督する。

２　管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７条　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を管理する。

２　通信取扱責任者は、管理責任者がその所属職員である無線従事者のうちから選任する。

３　管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき、又は通信取扱責任者の異動等によりこれを解任したときは、総括管理者に報告しなければならない。

（通信取扱者）

第８条　通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下に関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行わなければならない。

２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

（備え付け書類等の管理）

第９条　管理責任者は、関係法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

（災害時等の運用）

第 10 条　無線局の運用方法については、別に定める。

（災害時の通信態勢）

第 11 条　総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

（無線従事者の解任）

第 12 条　市長は、無線従事者が次の各号の１に該当する場合には、無線従事者を解任することができる。

(1) 無線従事者としての職務を行うことが困難又は不適当と認められるとき。

(2) 法第 79 条の規定により免許を取り消されたとき。

（無線設備の保守点検）

第 13 条　管理責任者は、定期的に無線設備の整備点検を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

（通信訓練）

第 14 条　総括管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定時通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

（研　修）

第 15 条　総括責任者は、無線従事者に対し、防災行政無線の管理及び運用上必要な知識及び技能について、年１回以上研修を行わなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

○野田市防災行政無線局管理運用細則

（目　的）
第１条　この細則は、野田市防災行政用無線局管理運用規程により制定し、野田市防災行政用無線局の管理及び運用を円滑に行うことを目的に定めるものとする。
（定　義）
第２条　この細則において使用する用語の意義は、管理運用規程の例によるほか、次の各号に定めるところによる。
(1) 緊急通信　災害時緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときに行なう通信をいう。
(2) 一般通信　緊急通信以外の通信をいう。
(3) 一括通信　全ての固定系子局及び固定系戸別受信機を一斉に呼び出して通信することをいう。
(4) 群別通信　あらかじめグループ化した固定系子局の群を呼び出し、当該群が対象とする地域の住民に通信することをいう。
(5) 個別通信　特定の地域の住民を対象に、１箇所の固定系子局を呼び出して通信することをいう。
（通信の種類）
第３条　通信の種類は、緊急通信及び一般通信とする。
（通信事項）
第４条　通信事項は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 自然災害及び国民保護における警報等の伝達に関する事項
(2) 市民の生命及び財産に関する重要な事項
(3) 市民の健康被害や防犯の注意喚起等に関すること。
(4) 行政の普及、啓発及び周知又は市民の協力を必要とする事項
(5) 動作確認、試験及び訓練通信
(6) 前５号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項
（通信時間）
第５条　通信時間は、次のとおりとする。
(1) 緊急通信　管理責任者の指示により随時行う。
(2) 一般通信　８時から 20 時の間に行う。ただし、この時間外に緊急な周知が必要な場合はこの限りではない。
なお、ミュージックチャイムの通信は、次の時刻に行う。
(ｱ) ７時 00 分
(ｲ) 12 時 00 分
(ｳ) 16 時 30 分（但し、日没を考慮して季節により調整を行なう。）
(3) 一回の通信は、緊急通信を除き、概ね２分以内に行うよう努めなければならない。
（通信の区分）
第６条　通信は、これを行おうとする区域に応じ一括通信・群別通信・個別通信に区分する。
２　文字表示機能付き子局については、個別通信により、文字表示のみの通信も行うものとする。
（通信の申込）
第７条　無線局の通信を行う場合の手続きは、次の各号に定めるところによる。
(1) 無線局の通信を希望する所属長（以下「通信依頼者」という。）は、所掌の事務で通信を必要とする場合は、防災行政無線通信依頼書（様式第１号）を通信希望する５日前までに管理責任者に提出しなければならない。
ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(2) 管理責任者は、通信依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、通信を必要とするものについてのみ通信させることができる。この場合、通信しないことに決定したときは、その旨を通信依頼者に通知する。

（通信の制限）

第８条　管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

（通信の記録）

第９条　通信取扱責任者は、通信を行ったとき無線業務日誌（様式第２号）に必要事項を記載しなければならない。

附　則

１　この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

第１号様式

野田市防災行政無線通信依頼書

年　　月　　日

申　込　者	所属 連絡先	所属長名
件　名		通信希望日時 □　至急 □　　年　月　日　時　分
音　源	□音声録音　　□合成音声（原稿　要添付）	
通　信　先	□一括通信 □群別通信（□野田地域　□関宿地域） □個別通信（　　）	
	□子局　□戸別受信機　□文字表示機	

総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者

処理欄	通信開始時間	年　月　日 時　分	受　付　者	
	通信終了時間	年　月　日 時　分	通信取扱者	
	備考			

（通信原稿）

（発信者）	
（件　名）	
こちらは、防災野田です。 （本文）**【以下２回繰り返し】**	

第２号様式

無線局業務日誌（固定系）

管理責任者	取扱責任者

呼出名称：防災野田
周波数：
空中線電力：

通信年月日			
無線従事者	（氏名）	（資格）	
通信の種類	通信の区分	開始時刻	特記事項
□緊急 □一般	□一括 □群別 □個別 （　　）	：	
□緊急 □一般	□一括 □群別 □個別 （　　）	：	
□緊急 □一般	□一括 □群別 □個別 （　　）	：	
１日の延べ通信回数		回	
備考			

○野田市防災行政無線設置場所一覧

番号	設置場所	所在地（野田市）
1	台町稲荷神社	関宿台町 3275
2	台町県道消防庫跡	関宿台町 2915-3
3	あおぞら広場	関宿町 1396
4	野田市立関宿中学校	関宿台町 2149-2
5	上谷中集会所	関宿台町 4446-1
6	西町消防庫跡	関宿台町 2062-4
7	西町白山神社	関宿台町 6031-1
8	元町香取神社	関宿元町 89
9	金龍院	関宿台町 1654
10	下谷中集会所	関宿台町 5673-1
11	はやま工業団地内緑地	はやま 19-1
12	東高野菅原神社	東高野 37
13	西高野こども遊び場	西高野 380-1
14	新田戸北坪市道	新田戸 13
15	新田戸集会所	新田戸 508
16	中戸公会堂	中戸 124
17	柏寺市道三叉路	柏寺 219-8
18	桐ケ作西原Ｙ字路	桐ヶ作 946-1
19	桐ケ作排水機場	平成 257
20	桐ケ作香取神社	桐ケ作 1567
21	野田市立二川小学校	桐ケ作 483-1
22	野田市立二川中学校	桐ケ作 431-2
23	親野井会館跡前	親野井 134-2
24	古布内八幡神社	古布内 1703-1
25	古布内消防庫	古布内 1110-2
26	古布内防火水槽脇	古布内 300
27	次木古布内線　古布内地先	古布内 416-7
28	次木三嶋神社	次木 345-1
29	飯塚白山神社	木間ケ瀬 479
30	羽貫こども遊び場	木間ケ瀬 667
31	野田市関宿複合センター	木間ケ瀬 620-1
32	第 30 分団１部	木間ケ瀬 2111
33	鴻ノ巣集会所	木間ケ瀬 1775-2
34	前村集会所	木間ケ瀬 969-1
35	内野神明神社	木間ケ瀬 7766
36	野田市立木間ケ瀬中学校	木間ケ瀬 3441-1
37	松ノ木鹿島大神宮	木間ケ瀬 1545
38	向ノ内住宅街遊び場	木間ケ瀬 2454-18
39	野田市いちいのホール	東宝珠花 237-1
40	平井香取神社	平井 210-1
41	野田市関宿総合公園	平井 413-1
42	新宿須賀神社	木間ケ瀬 5046-1
43	向ノ内住宅街公園	木間ケ瀬 4666-1
44	野田市立木間ケ瀬小学校	木間ケ瀬 3640
45	宝蔵院	木間ケ瀬 3969
46	下根香取神社	木間ケ瀬 5887

番号	設置場所	所在地（野田市）
47	ＶＯＲ局付近市道脇	木間ケ瀬 5415
48	市道 2534 号線交差点脇　岡田地先	岡田 719-4
49	岡田大杉神社	岡田 766-1
50	岡田八幡神社	岡田 286
51	大山八坂神社	木間ケ瀬 6182-3
52	出洲排水機場	木間ケ瀬 9715-1
53	第 29 分団２部	木間ケ瀬 9359-6
54	東金野井防火水槽脇	東金野井 134
55	東金野井天神社	東金野井 1264-2
56	東金野井自治会館	東金野井 819
57	野田市立尾崎小学校	尾崎 1413－2
58	堂山公園	尾崎 229-2
59	日の出町西公園	日の出町 4
60	尾崎南第一公園	尾崎台 20-2
61	日の出町南公園	日の出町 25
62	谷吉会館	谷津 1145-3
63	野田市立川間中学校	中里 240-2
64	中里第一公園	中里 775-19
65	野田市立川間小学校	中里 936
66	中里上自治会館付近	中里 3026-7
67	中里権現	中里 2767-1
68	阿部自治会館脇	中里 2332-1
69	阿部第二実行組合公会堂	中里 1474-1
70	船形防火水槽脇	船形 2687
71	宮本第一公会堂	船形 2148
72	小山自治会内集会所	小山 2711
73	小山自治会館	小山 3127
74	小船橋水辺公園	小山 4205-4
75	船形紫ま会館	船形 4535
76	船形中央会館	船形 1173-1
77	たっぱた公園	泉一丁目 3-1
78	野田市消防署北分署	船形 1550-2
79	七光台児童公園	七光台 242-3
80	山崎吉春線　吉春地先	吉春 1248
81	野田市北コミュニティセンター	春日町 16-1
82	川間駅南口	川間駅南口
83	川間トンボ公園	尾崎 807-3
84	川間駅南第三公園	岩名一丁目 55
85	野田市立岩木小学校	岩名二丁目 12-1
86	川間駅南第二公園	五木新町 12
87	春日町公園	春日町 40
88	五木新町ふれあい公園	五木新町 37-1
89	野田市立北部中学校	谷津 672-1
90	野田市立七光台小学校	七光台 20-2
91	蕃昌昌光会館	蕃昌 49
92	谷津防火水槽脇	谷津 749
93	房地集会所付近	船形 765-2
94	船形下自治会館	船形 670-2

番号	設置場所	所在地（野田市）
95	石塚公会堂	船形 165
96	船形下農業構造改善センター	莚打 1885-3
97	川間駅南第五公園	岩名二丁目 59
98	野田市立岩名中学校	岩名 1697-5
99	五木自治会館	五木 325-3
100	七光台駅西口	七光台駅西口
101	野田市立北部小学校	谷津 45-2
102	光葉町第三公園	光葉町一丁目 26-1
103	光葉町第六公園	光葉町三丁目 11-1
104	市道 2150 号線　谷津地先	谷津 662-2
105	吉春自治会館	吉春 427-2
106	野田市立柳沢小学校	柳沢 142-1
107	さくら公園	清水公園東一丁目 26-1
108	光葉町第四公園	光葉町一丁目 47
109	野田市総合公園体育館	清水 958
110	山崎吉春線　岩名地先１	岩名 1126-10
111	山崎吉春線　岩名地先２	岩名 537-1
112	山崎吉春線　桜の里地先	桜の里二丁目 4
113	山崎吉春線　堤台地先１	堤台 487-2
114	山崎吉春線　堤台地先２	堤台 335-7
115	野田市立清水台小学校	清水 786
116	野田市立清水保育所	清水 881
117	清水公園駅東口	清水公園東口
118	旧専売公社跡地	清水 254-2
119	けやき公園	清水公園東二丁目 17
120	庚申塚公園	鶴奉 586-30
121	鶴奉公園	鶴奉 25
122	柳沢新田第二公園	柳沢 266-11
123	野田市東部公民館	鶴奉 174-4
124	第８分団４部	目吹 1986
125	目吹四区自治会館	目吹 1684-1
126	目吹三区自治会館	目吹 1034
127	目吹二区自治会館	目吹 491-1
128	野田市リサイクルセンター	目吹 328
129	高根自治会館	木野崎 2562
130	第８分団１部	目吹 394-1
131	市道 42124 号線　目吹地先	目吹 618
132	第８分団２部	目吹 1408
133	野田市立東部小学校	鶴奉 221-3
134	市立あさひ育成園	鶴奉 73-1
135	第 10 分団	横内 15-2
136	野田市消防本部	宮崎 126-2
137	野田市立宮崎小学校	宮崎 55-1
138	野田市立第一中学校	野田 836-2
139	愛宕神社	野田 725-1
140	出井の下東公園	清水 673-231
141	第二号鹿島町公園	中野台鹿島町 3
142	野田市欅のホール	中野台 168-1

番号	設置場所	所在地（野田市）
143	野田市立中央小学校	野田 541-1
144	市道 1170 号線　野田地先	野田 399-3
145	下町自治会館付近	野田 59-2
146	朝日ヶ丘公園	上花輪新町 3-14
147	市営上花輪団地	上花輪 498
148	野田橋警察官連絡所	中野台 810-1
149	市道 33093 号線脇　上花輪地先	上花輪 753-1
150	太子堂太陽公園	上花輪 1104-3
151	今上水路法面	野田 895
152	太子堂自治会館	上花輪 1154
153	ひまわり公園	上花輪 1434-19
154	桜台公園	桜木 11-1
155	野田市立第二中学校	中根 198-1
156	中根八幡公園	中根 193-57
157	野田市立中根保育所	中根 30-1
158	横内前公園	花井 281-61
159	花井第三公園	花井 94-8
160	神北公園	堤根 314
161	野田地域職業訓練センター	中根 323-3
162	大殿井自治会館	大殿井 315
163	長割公園	大殿井 371-68
164	鹿野自治会館	木野崎 2103-1
165	新町自治会館	木野崎 1373
166	下町自治会館	木野崎 932
167	大杉神社	木野崎 701
168	保木間自治会館	三ツ堀 1546-2
169	野田市立福田第一小学校	三ツ堀 1373
170	野田市立福田中学校	瀬戸 990
171	野田市立福田保育所	木野崎 1648－6
172	灰毛青年館	瀬戸 122
173	下鹿野公園	木野崎 1704-38
174	真福寺第二公園	大殿井 83-175
175	市道 1270 号線　西三ヶ尾地先	西三ケ尾 340
176	野田市立二ツ塚小学校	二ツ塚 430-47
177	梅郷４号公園	三ツ堀 969-1
178	梅郷６号公園	三ツ堀 1038-1
179	三ツ堀自治会館	三ツ堀 195-2
180	瀬戸自治会館	瀬戸 815-3
181	市道 62189 号線脇　瀬戸地先	瀬戸 439
182	野田市老人福祉センター	瀬戸 270
183	梅郷 26 号緑地	西三ヶ尾 484-151
184	野田市消防署南分署	二ツ塚 139-91
185	上宿公園	山崎 1594-5
186	野田市立南部中学校	花井 68-2
187	西大和田公園	山崎 1266-11
188	市道 52150 号線　今上地先	今上 2134-1
189	みずき１号緑地	みずき一丁目 34
190	梅の台公園	山崎梅の台 4

番号	設置場所	所在地（野田市）
191	野田市立南部小学校	山崎 1503-1
192	梅郷駅西口公園	山崎 1892
193	山崎交差点	山崎 1809
194	野田市南コミュニティセンター	山崎 2005-3
195	野田市立山崎小学校	山崎 2734
196	東新田公園	山崎 2380-13
197	東新田自治会館	山崎新町 19-4
198	山崎貝塚町公園	山崎貝塚町 23
199	野田市立みずき小学校	みずき三丁目 2-3
200	みずき３号緑地	みずき四丁目 36
201	大崎自治会館	山崎 843-7
202	島会館	山崎 2549
203	西亀山第六公園	山崎 2699-1
204	東亀山いにしえ公園	山崎 2653-1
205	市道 1290 号線　下三ヶ尾地先	下三ケ尾 239-1
206	市道 1290 号線Ｔ字路　下三ヶ尾地先	下三ケ尾 387
207	第 16 分団１部	下三ケ尾 549-4
208	下三ヶ尾防火水槽脇	下三ケ尾 826-1
209	野田市立福田第二小学校	西三ケ尾 988
210	西三ヶ尾自治会館	西三ケ尾 663-1
211	今上下組自治会館	今上 1783-2
212	今上地区水路用地	今上 719-1

○野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は野田市防災行政無線戸別受信機、その他戸別受信機の附属機器（以下「戸別受信機等」という）の貸与及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸与対象者）

第２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するもので戸別受信機等の借受けを希望するものに、戸別受信機等１台を無償貸与するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者の属する世帯で、市内に住所を有する世帯の代表者

(2) その他市長が防災行政上必要と認めるもの

（申　請）

第３条　戸別受信機等の貸与を受けようとするもの（以下「使用者」という。）は、野田市防災行政無線戸別受信機等借受申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（貸　与）

第４条　市長は、前条の規定による申請書の提出を受け付けたときは、当該使用者に戸別受信機等を無償貸与するものとする。ただし、聴覚障がい者の属する世帯については、戸別受信機と併せて文字表示装置を無償貸与するものとする。

（使用者の義務）

第５条　使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は貸与された戸別受信機等を適正に維持管理するものとし、戸別受信機等を他の目的に使用し、転貸し、売却し、又は担保に供してはならない。

(2) 使用者は戸別受信機等を損傷し、又は亡失したときは、市長に届け出なければならない。

(3) 前号の場合において、当該故障等が使用者の故意又は重大な過失によって生じたと認めるとき又は損傷（滅失）したときは、市長に届け出なければならない。

(4) 使用者は、市内で住居を転居したとき又は事業所等を移転したときは、速やかに戸別受信機等移設届出書（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

（維持管理費の経費）

第６条　戸別受信機等の維持管理に要する経費のうち、次に掲げるものについては、使用者の負担とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 戸別受信機等に係る電気料金及び非常電源用に内蔵された電池の交換に要する費用

(2) 使用者の都合による戸別受信機等の移設に要する費用

(3) 使用者の故意又は過失により、戸別受信機等に損傷又は故障が生じた場合の修繕費用

（返　還）

第７条　使用者は、次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた戸別受信機等に野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書（様式第３号）を添え、速やかに市長に返還するものとする。

(1) 第２条各号に規定する事由に該当しなくなったとき。

(2) 防災行政無線局(同報系)を廃止したとき。

２　市長は、使用者が第５条各号の規定に違反したときは、戸別受信機の返還を命ずることができる。

（台帳の整備）

第８条　市長は、戸別受信機等の貸与状況を明確にするため、戸別受信機等貸与台帳を整備するものとする。

付　則

この告示は、平成 25 年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

野田市防災行政無線戸別受信機等借受申請書

年　　月　　日

野田市長　　あて

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

下記のとおり戸別受信機を借り受けたいので、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第３条の規定により申請します。

なお、戸別受信機の利用に際しては、要綱第５条の規定を遵守し、利用に係る費用については、私が負担します。

記

設置場所	野田市			
＊戸別受信機管理番号				
＊台数及び付属部品名称		＊戸別受信機１台		＊文字表示装置
		＊外部アンテナ（ダイポール）		＊接続部品一式
		＊その他（　　）		

＊欄は、市で記入します。

同意書

私の所有する家屋に、上記の者が野田市防災行政無線戸別受信機等を設置することに同意します。

所有者　　住所

氏名　　㊞

様式第２号（第５条関係）

野田市防災行政無線戸別受信機等移設届出書

年　　月　　日

野田市長　　あて

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

下記のとおり野田市防災行政無線戸別受信機等の移設をしたく、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第５条の規定により届け出ます。

記

＊戸別受信機管理番号				
移設場所	野田市			
移設の理由	１　住居の所在を変更するため。 ２　その他（　　）			
＊台数及び付属部品名称		＊戸別受信機１台		＊文字表示装置
		＊外部アンテナ（ダイポール）		＊接続部品一式
		＊その他（　　）		

＊欄は、市で記入します。

同意書

私の所有する家屋に、上記の者が野田市防災行政無線戸別受信機等を設置することに同意します。

所有者　　住所

氏名　　㊞

様式第３号（第７条関係）

野田市防災行政無線戸別受信機等返還届出書

年　　月　　日

野田市長　　あて

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

下記のとおり戸別受信機等を返還したいので、野田市防災行政無線戸別受信機等の設置及び管理に関する要綱第７条の規定により届け出ます。

記

<table>
<tr><td>設置場所</td><td colspan="4">野田市</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">１　住所を有しなくなったため。
２　設置の必要がなくなったため。
３　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>＊戸別受信機管理番号</td><td colspan="2"></td><td>＊設置年月日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">＊台数及び付属部品名称</td><td></td><td>＊戸別受信機１台</td><td></td><td>＊文字表示装置</td></tr>
<tr><td></td><td>＊外部アンテナ（ダイポール）</td><td></td><td>＊接続部品一式</td></tr>
<tr><td></td><td>＊その他（　　）</td><td></td><td></td></tr>
</table>

＊欄は、市で記入します。

○野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
1	野田市役所防災安全課（２階）	野田市鶴奉 7-1
2	野田市役所電話交換室（２階）	野田市鶴奉 7-1
3	野田市役所守衛室（１階）	野田市鶴奉 7-1
4	野田市消防署通信司令室（２階）	野田市宮崎 126-2
5	野田市消防本部警防課（３階）	野田市宮崎 126-2
6	野田市消防署中央分署	野田市中野台 172
7	野田市消防署南分署	野田市二ツ塚 139-91
8	野田市消防署北分署	野田市船形 1550-2
9	野田市消防署関宿分署	野田市東宝珠花 435-1
10	野田市消防署関宿北出張所	野田市西高野 451-4
11	野田市中央出張所（１階）	野田市中野台 168-1
12	野田市関宿支所（１階）	野田市東宝珠花 237－１
13	野田市文化センター（事務所）	野田市鶴奉 5-1
14	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1
15	野田市北部公民館	野田市谷津 384
16	野田市川間公民館	野田市中里 720
17	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1
18	野田市関宿公民館	野田市関宿台町 2558-1
19	野田市二川公民館	野田市桐ケ作 51-1
20	野田市木間ケ瀬公民館	野田市木間ケ瀬 2935
21	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1
22	野田市総合公園	野田市清水 958
23	野田市関宿総合公園	野田市平井 401
24	野田市立清水台小学校	野田市清水 773
25	野田市立関宿小学校	野田市関宿台町 171
26	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234－1
27	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500
28	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482
29	学校法人千葉武陽学園　西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241－2
30	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713
31	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ケ瀬 4376

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
32	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53
33	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4
34	東京理科大学	野田市山崎 2641
35	㈱ＵＳＳ東京	野田市中里 2144-1
36	アルフレッサファーマ㈱	野田市西高野 278-5
37	野田芽吹学園（社会福祉法人野田芽吹会）	野田市下三ケ尾 875-1
38	くすのき苑（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 3121
39	ケアホームほっと（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 310
40	ケアホームぱーる（社会福祉法人はーとふる）	野田市船形 304
41	かりんず（合資会社三姫）	野田市清水 434-42
42	ケアホーム希の芽（社会福祉法人野田目吹会）	野田市山崎 2661-5
43	グループホームかえで（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 4011-5
44	ケアホームしいのき（社会福祉法人いちいの会）	野田市中里 252-14
45	ケアホームけやき（社会福祉法人いちいの会）	野田市谷津 1152-3
46	ケアホームポプラ（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ケ瀬 613-14
47	啓心荘ひまわり（医療法人社団啓心会）	野田市柳沢 210
48	啓心荘なでしこ（医療法人社団啓心会）	
49	複合老人ホーム野田市楽寿園	野田市鶴奉 264
50	ほまれの家（社会福祉法人招福会）	野田市目吹 1511-3
51	福寿園（社会福祉法人福寿会）	野田市金杉 2325-1
52	亀野園（社会福祉法人野田みどり会）	野田市鶴奉 270-5
53	鶴寿園（社会福祉法人野田みどり会）	野田市鶴奉 280
54	松葉園（社会福祉法人志豊会）	野田市中里 43-3
55	関宿ナーシングビレッジ（社会福祉法人佰和会）	野田市桐ケ作 666
56	椿寿の里（社会福祉法人法師会）	野田市山崎 2723-3
57	野田ライフケアセンター（医療法人社団淑幸会）	野田市野田 840
58	梅郷ナーシングセンター（医療法人社団天宣会）	野田市山崎 2785
59	福聚苑 老人保健施設（医療法人社団福聚会）	野田市中戸 20
60	葵の園・野田（医療法人社団葵会）	野田市中里 1389
61	木野崎病院（医療法人社団葛野会）	野田市木野崎 1561-1
62	あったかさん　(有)高梨ウェルビーイング）	野田市上花輪 588
63	グループホームせいしん　(有)正心）	野田市中根 207

No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
64	グループホームけやきの杜 ・ デイハウスけやきの杜（生活介護サービス㈱）	野田市山崎 1448-1
65	グループホームすずらん （関東介護サービス㈱）	野田市中里 1564-2
66	グループホームバンヤンツリー関宿 （㈲サンミルクサービス）	野田市木間ケ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花 （生活介護サービス㈱）	野田市宮崎 207-5
68	グループホームつつじの郷 ・ デイハウスつつじの郷（地域福祉ネットサービス㈱）	野田市東宝珠花 222
69	麗翠堂グループホーム （㈲ワイオハ）	野田市瀬戸 965-1
70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	野田市木間ケ瀬 6129
71	きららほーむ ・ ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	野田市目吹 2011-3
72	ここち野田（㈱ベネッセスタイルケア）	野田市山崎 2210-7
73	ブリスイン野田（㈱ユーフォリア）	野田市宮崎 81-6
74	野田市立花輪保育所	野田市上花輪新町 14
75	コビープリスクールあたご保育所（㈱コビーソシオ）	野田市宮崎 101-1
76	野田市立東部保育所	野田市鶴奉 228
77	野田市立南部保育所	野田市山崎 1214
78	野田市立北部保育所	野田市谷津 682-2
79	野田市立尾崎保育所	野田市尾崎 1714
80	野田市立乳児保育所	野田市中野台 17
81	野田市立木間ケ瀬保育所	野田市木間ケ瀬 3152-1
82	アスク古布内保育園（㈱日本保育サービス）	野田市古布内 1527-13
83	聖華保育園（㈳聖華）	野田市上三ケ尾 454-1
84	コビープリスクールのだ保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	野田市中野台 564-2
85	コビープリスクールせきやど保育園（㈱コビーアンドアソシエイツ）	野田市なみきニ丁目 3-3
86	アスク七光台保育園（㈱日本保育サービス）	野田市谷津 367
87	アスク川間保育園（㈱日本保育サービス）	野田市尾崎 853-1
88	コビープリスクールさくらのさと保育園（㈳コビーソシオ）	野田市桜の里一丁目 1-5
89	すくすく保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）	野田市山崎 1952
90	特別養護老人ホームいきいきタウン野田	野田市中里 193
91	野田病院別棟付属施設　こすもす	野田市中里 1555-2
92	特別養護老人ホーム　船形サルビア荘(社会福祉法人円融会)	野田市船形 297-2

○野田市防災用ＭＣＡ無線管理運用規程

（目　的）
第１条　この規程は、800MHｚ帯デジタルＭＣＡ通信システムを利用して野田市が運用する双方向通信可能な防災無線（以下「防災用ＭＣＡ無線」という。）に関し、必要な事項を定め、その適正な管理及び運営を図ることを目的とする。
（定　義）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 無線設備　防災用ＭＣＡ無線の無線設備をいう。
(2) 無 線 局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
(3) 無 線 系　全ての無線局及び付帯設備を含めたものをいう。
（無線系の職員）
第３条　無線系に次に掲げる職員を置く。
(1) 総括管理者
(2) 管理責任者
(3) 運用責任者
(4) 無線設備操作者
（総括管理者）
第４条　総括管理者は、無線系の管理運用に関する業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
２ 総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。
３ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第１項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。
（管理責任者）
第５条　管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理運用業務を行うとともに運用責任者を指揮監督する。
２ 管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。
（運用責任者）
第６条　運用責任者は、管理責任者の命を受け、その無線局の運用業務を所掌するとともに無線設備の操作を行う者（以下「無線設備操作者」という。）を指揮監督する。
２ 運用責任者は、無線設備に異常を発見した時は、管理責任者に報告を行う。
３ 運用責任者は、無線局設置施設又は設置車両の管理者にある者をもって充てる。
（無線設備操作者）
第７条　無線設備操作者は、運用責任者の指揮監督の下、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線設備の操作を行わなければならない。
（通信の種類）
第８条　通信の種類は、次のとおりとする。
(1) 非常時通信　災害発生等非常時の通信をいう。
(2) 普 通 通 信　非常時通信以外の通信をいう。
（通信の原則）
第９条　通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。
２ 通信は、非常時通信を優先とする。
（秘密の保持）
第 10 条　通信業務に従事する者は、無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を保持しなければならない。
（備付書類の管理）
第 11 条　管理責任者は、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 38 条に規定す

る書類（免許状に係るものに限る。）を管理保存しなければならない。

（無線設備の保全）

第 12 条　管理責任者は、無線設備の保全のため、定期的に無線設備の点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

（通信訓練）

第 13 条　管理責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定期通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

（補　則）

第 14 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

○野田市防災用ＭＣＡ無線携帯型無線機管理運用細則

（目　的）

第１条　この要領は、野田市防災用ＭＣＡ無線管理運用規程で定める防災用ＭＣＡ無線のうち、携帯型無線機（携帯による使用方法を主とする無線設備をいう。以下同じ。）の運用等に関し、野田市防災用ＭＣＡ無線管理運用規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（配　備）

第２条　携帯型無線機の配備は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害対策本部員等

(2) 配備が必要と認められる市施設・防災関係機関等

(3) 前各号により配備した携帯型無線機以外の携帯型無線機は、防災主管課に備える。

２ 配備先は、別表に定めるとおりとする。

（保守点検等の費用負担）

第３条　次に掲げる費用は、市の負担とする。

(1) 保守点検に要する費用（充電池を含む。）

(2) 修理に要する費用

(3) その他、費用の負担が適当とするもの

（通信の維持等）

第４条　第２条の規定により携帯型無線機の配備を受けた者、市施設・防災関係機関等（以下、「携帯型無線機設置者」という。）は、常に通信可能な状態を保つよう努めるものとする。

２ 携帯型無線機の動作に要する電力料金は、携帯型無線機設置者において負担するものとする。

（携帯型無線機の返還等）

第５条　携帯型無線機設置者は、携帯型無線機を配備する必要がなくなったときは、速やかに市（防災主管課）に返還する。

附　則

この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

○野田市防災用ＭＣＡ無線局番号簿

設置場所又は使用場所		呼出番号
本庁舎	災害対策事務局　防災安全課	１０１
本庁舎	水防体制事務局　管理課	１０２
警　察	野田警察署	１１０
消　防	**野田市**消防署 指令室	１１９
市施設	**野田市**中央出張所	２０１
指定緊急避難場所	**野田市**南コミュニティセンター（南出張所）	２０２
指定緊急避難場所	**野田市**北コミュニティセンター（北出張所）	２０３
指定緊急避難場所	**野田市**いちいのホール（関宿支所）	２０４
指定緊急避難場所	**野田市**文化センター（中央公民館）	２１１
指定緊急避難場所	**野田市**東部公民館	２１２
指定緊急避難場所	**野田市**南部梅郷公民館	２１３
指定緊急避難場所	**野田市**北部公民館	２１４
指定緊急避難場所	**野田市**川間公民館	２１５
指定緊急避難場所	**野田市**福田公民館	２１６
指定緊急避難場所	**野田市**関宿中央公民館	２１７
指定緊急避難場所	**野田市**関宿公民館	２１８
指定緊急避難場所	**野田市**二川公民館	２１９
指定緊急避難場所	**野田市**木間ケ瀬公民館	２２０
本庁舎	**野田市**教育委員会　学校教育部	２３１
市施設	**野田市**補修事務所	２３２
市施設	**野田市**保健センター	２３３
指定緊急避難場所	**野田市**関宿保健センター	２３４
指定緊急避難場所	**野田市**関宿複合センター	２３５
ライフライン	**野田市**水道部	２４１
指定緊急避難場所	**野田市**総合公園	２５１
指定緊急避難場所	**野田市**関宿総合公園	２５２
指定緊急避難場所	**野田市立**中央小学校	３０１
指定緊急避難場所	**野田市立**宮崎小学校	３０２
指定緊急避難場所	**野田市立**東部小学校	３０３
指定緊急避難場所	**野田市立**南部小学校	３０４
指定緊急避難場所	**野田市立**北部小学校	３０５
指定緊急避難場所	**野田市立**川間小学校	３０６
指定緊急避難場所	**野田市立**福田第一小学校	３０７
指定緊急避難場所	**野田市立**福田第二小学校	３０８
指定緊急避難場所	**野田市立**清水台小学校	３０９
指定緊急避難場所	**野田市立**柳沢小学校	３１０
指定緊急避難場所	**野田市立**山崎小学校	３１１
指定緊急避難場所	**野田市立**岩木小学校	３１２
指定緊急避難場所	**野田市立**尾崎小学校	３１３
指定緊急避難場所	**野田市立**七光台小学校	３１４
指定緊急避難場所	**野田市立**二ツ塚小学校	３１５
指定緊急避難場所	**野田市立**みずき小学校	３１６
指定緊急避難場所	**野田市立**木間ケ瀬小学校	３１７
指定緊急避難場所	**野田市立**二川小学校	３１８
指定緊急避難場所	**野田市立**関宿小学校	３１９
指定緊急避難場所	**野田市立**関宿中央小学校	３２０
指定緊急避難場所	**野田市立**第一中学校	３５１
指定緊急避難場所	**野田市立**第二中学校	３５２
指定緊急避難場所	**野田市立**東部中学校	３５３
指定緊急避難場所	**野田市立**南部中学校	３５４
指定緊急避難場所	**野田市立**北部中学校	３５５
指定緊急避難場所	**野田市立**川間中学校	３５６
指定緊急避難場所	**野田市立**福田中学校	３５７
指定緊急避難場所	**野田市立**岩名中学校	３５８
指定緊急避難場所	**野田市立**木間ケ瀬中学校	３５９

設置場所又は使用場所		呼出番号
指定緊急避難場所	**野田市立**二川中学校	３６０
指定緊急避難場所	**野田市立**関宿中学校	３６１
指定緊急避難場所	**千葉県立**清水高等学校	３７１
指定緊急避難場所	**学校法人千葉武陽学園**西武台千葉高等学校	３７２
指定緊急避難場所	**千葉県立**野田中央高等学校	３７３
指定緊急避難場所	**千葉県立**関宿高等学校	３７４
市施設	**野田市立**野田幼稚園	３８１
指定緊急避難場所	**野田市立**関宿南部幼稚園	３８２
指定緊急避難場所	**野田市立**関宿中部幼稚園	３８３
指定緊急避難場所	私立関宿幼稚園	３８４
指定緊急避難場所	**野田市立**木間ケ瀬保育所	３８５
指定緊急避難場所	アスク古布内保育園	３８６
指定緊急避難場所	東葛飾教育事務所東葛飾研修所	３９１
指定緊急避難場所	**千葉県立**野田看護専門学校	３９２
指定緊急避難場所	**千葉県立関宿城博物館**	３９３
ライフライン	野田ガス(株)	４０１
ライフライン	**東京電力パワーグリッド(株)**東葛支社野田**事務所**	４０２
ライフライン	東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	４０３
医療機関	小張総合病院	４５１
医療機関	門倉医院	４５２
医療機関	野田病院	４５３
医療機関	キッコーマン総合病院	４５４
指定緊急避難場所	東京理科大学	５０１
指定緊急避難場所	(株)ユー・エス・エス	５０２
指定緊急避難場所	アルフレッサファーマ(株)	５０３
携帯局	災害対策本部活動用（16 台）	６０１～６１６
携帯局	指定緊急避難場所　関宿あおぞら広場	６２１
携帯局	指定緊急避難場所　元町香取神社	６２２
携帯局	指定緊急避難場所　下納谷浅間神社	６２３
携帯局	指定緊急避難場所　古布内浄禅寺	６２４
携帯局	指定緊急避難場所　飯塚白山神社	６２５
携帯局	指定緊急避難場所　清水公園	６２６
携帯局	指定緊急避難場所　旧専売公社跡地	６２７
携帯局	指定緊急避難場所　愛宕神社	６２８
携帯局	指定緊急避難場所　鹿島神社	６２９
携帯局	指定緊急避難場所　キッコーマン野球場	６３０
携帯局	指定緊急避難場所　朝日ヶ丘公園	６３１
携帯局	**野田市**補修事務所	６３２
携帯局	**野田市**水道部（５台）	６４１～６４５
携帯局	複合老人ホーム野田市楽寿園	６５１
携帯局	**野田市**消防本部　警防課	７１９
携帯局	**野田市**消防署　中央分署	７２９
携帯局	**野田市**消防署　南分署	７３９
携帯局	**野田市**消防署　北分署	７４９
携帯局	**野田市**消防署　関宿分署	７５９
携帯局	**野田市**消防署　関宿北出張所	７６９
車載局	災害対策活動用（21 台）	８０１～８２６ ８１１～８１２ ８２１～８３３
車載局	市施設　野田市水道部（５台）	８４１～８４５
携帯局	消防団（56 台）	９１１～９１７ ９２１～９２８ ９３１～９３５ ９４１～９４６ ９５１～９５６ ９６１～９６８ ９７１～９８６

○防災関係機関の電話

機　　関　　名	一般電話番号	千葉県防災 行政無線電話
野田市役所	04(7136)1779	208-721
野田市消防本部	04(7124)0119	208-731
野田市水道部	04(7124)5145	
千葉県危機管理課	043(223)2175	500-7221
千葉県東葛飾地域振興事務所	047(361)2175	502-721
千葉県野田健康福祉センター	04(7124)8155	524-721
千葉県東葛飾土木事務所	047(364)5136	
千葉県野田警察署	04(7125)0110	514-721
農林水産省関東農政局千葉県拠点	**043(224)5611**	
国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所	04(7125)7436	
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	0480(52)3956	
国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所	**043-287-0311**	**652-721**
気象庁銚子地方気象台	0479(22)0074	178-721
陸上自衛隊需品学校	047(387)2171	
東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店	04(7162)4600	636-721
東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	04(7113)2000	
東武鉄道株式会社野田市駅	04(7124)9255	
野田ガス株式会社	04(7125)0101	
千葉県トラック協会野田支部	04(7126)6066	
一般社団法人野田市医師会	04(7122)3692	
一般社団法人野田市歯科医師会	04(7123)1361	

○災害広報の例文

〔例文 １〕　地震情報

◎　注意喚起

　　こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。余震の可能性があります。まず、身の安全を守り、火の始末をしてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。

◎　屋外行動向け

　　こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。余震の可能性があります。屋外では、落下物やブロック塀の倒壊に注意し、身の安全を守ってください。

〔例文 ２〕　気象情報

◎　特別警報発令

　　こちらは防災野田です。当地域に、〇〇特別警報が発表されました。周囲の状況をみて避難行動をとってください。

　　※「〇〇」は大雨、暴風、暴風雪、大雪

〔例文 ３〕　火災に関する情報

◎　通電火災予防

　　こちらは防災野田です。避難所に避難する場合は、火災を予防するため、家の電源を落としてください。ブレーカーを落としてください。

◎　通電火災予防

　　こちらは防災野田です。地震の発生により、停電が発生しています。復旧の際、電気製品による火災の危険があります。不要な器具はコンセントを抜いてください。また、避難の際は、ブレーカーを切ってください。

◎　火災の発生

　　こちらは防災野田です。〇〇付近で火災が発生しています。〇棟が消失し、現在も延焼中です。

　　※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎　火災による避難指示

　　こちらは防災野田です。現在、〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。

　　※「〇〇」は地区名又は大字名等

〔例文 ４〕　竜巻に関する情報

◎　竜巻の発生に関する情報

　　こちらは防災野田です。野田市周辺で、竜巻と思われる突風が発生した模様です。直ちに　身を守る行動を起こしてください。

◎　竜巻発災情報

　こちらは防災野田です。市内に竜巻と思われる突風が発生しました。電線の切断、倒木の可能性がありますので、注意してください。

〔例文 ５〕　避難関係情報

◎　避難準備情報・高齢者避難開始

　こちらは防災野田です。〇時〇分、口口地区に、避難準備・高齢者等避難開始が出されました。避難に時間のかかる方は、速やかに近くの避難所へ避難を始めてください。その他の方は、避難の準備をしてください。

※「口口」は地区名又は大字名等

◎　避難勧告

　こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区に、避難勧告が出されました。住民の方は、直ちに近くの避難所に避難してください。身軽な服装で、非常持出品を準備し、落ち着いて避難してください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎　避難指示（緊急）

　こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区に避難指示(緊急)が出されました。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。まだ避難していない方は、直ちに近くの避難所に避難せよ。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎　解除

　こちらは防災野田です。〇時〇分、〇〇地区の避難(準備・高齢者等避難開始、勧告、指示(緊急))は解除されました。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

〔例文 ６〕　避難に関する情報

◎　避難所の開設

　こちらは防災野田です。〇時現在、〇〇、〇〇で避難所を開設しました。避難の必要な人は、家族で避難し、できるだけ非常用持出品を用意してください。

※「〇〇」は避難所名

◎　医療救護所の開設

　こちらは防災野田です。〇時現在、〇〇で医療救護所を開設しました。ケガをされた人は、〇〇病院に行ってください。

※「〇〇」は病院名

〔例文 7〕　被害の発生状況及び二次災害発生危険の見込み

◎　被害状況

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、□□地区、□□地区の家具などに多数の被害が発生しています。緊急の電話に備え、緊急以外の連絡や安否確認の電話は控えてください。テレビ、ラジオで正しい情報を聞いてください。

※「〇〇」は地震等の災害名称。「□□」は地区名又は大字名等

◎　二次災害発生の見込み

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、倒木や電線の切断が発生しています。屋外での行動は控えてください。屋外で行動する場合は、落下物やブロック塀の倒壊に注意してください。

※「〇〇」は地震等の災害名称

◎　余震情報

こちらは防災野田です。〇時〇分に、〇〇県□□を震源とした、大きな地震が発生しました。市内の震度は〇です。今後も余震の発生が考えられます。落ち着いて行動してください。

※「〇〇」は都県名。「□□」は地区名等

◎　浸水情報

こちらは防災野田です。洪水の発生により、〇〇地区は全域浸水しています。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎　災害の発生情報

こちらは防災野田です。現在〇〇地区で、□□が発生しています。現在、（消火、救助）活動を実施しています。テレビ、ラジオなどにより、正しい情報を確認してください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等。「□□」は火災等の災害名称

〔例文 ８〕　市民のとるべき行動、自主防災活動の要請

◎　安否確認

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。近所で声を掛け合い、安否確認を行ってください。

◎　屋外行動

こちらは防災野田です。ただ今、大きな地震がありました。みなさん落ち着いて行動してください。屋外で行動している人は、ラジオ等の正しい情報を周りの人と共有してください。デマにまどわされないように、落ち着いて行動してください。

◎　避難行動

こちらは防災野田です。避難場所に向かう時は、高齢者、身体の不自由な人に声をかけ、助け合って避難してください。

◎　避難行動

こちらは防災野田です。洪水の発生により、〇〇地区は広い範囲で浸水しています。自宅で避難している人は、できるだけ２階など、上の階に避難してください。身の安全を守ってください。

※「〇〇」は地区名又は大字名等

◎　災害時協力井戸による給水

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、水道が断線しています。災害時協力井戸に登録している方は、井戸による給水の協力をお願いします。

※「〇〇」は災害名称

◎　衛生管理

こちらは防災野田です。市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸して飲むなど衛生面に十分注意して下さい。

また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。食中毒症状の時は保健所に連絡して下さい。

〔例文 ９〕ライフライン及び交通機関の被害状況並びに復旧の見込み

◎　被害状況

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、現在、電気（又は、ガス、水道）は全て供給を停止しています。（又は、電話も不通となっています。）復旧の見通しは立っていません。ラジオなどの情報に、注意し、デマにまどわされまいように、落ち着いて行動してください。

※「〇〇」は災害名称

◎　交通規制情報

こちらは防災野田です。現在、〇〇の発生により市内の（全て・〇〇地区の）道路で車両の通行が禁止されています。自動車は使用しないでください。ラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

※「〇〇」は災害名称

◎　鉄道運行情報

こちらは防災野田です。〇〇の発生により、東武鉄道野田店、伊勢崎線、つくばエクスプレス、常磐線は全ての運転を見合わせています。運転再開の見通しは立っていません。

※「〇〇」は災害名称

〔例文　１０〕　生活関連情報

◎　応急給水の実施

こちらは防災野田です。ただいま、〇〇で応急給水を行っています。時間は、〇時までの予定です。（給水は一世帯〇リットルまでとなります。）ポリタンク等持参してください。

※「〇〇」は施設名称

◎　炊き出しの実施

こちらは防災野田です。〇時から、〇〇で炊き出しを行います。

※「〇〇」は施設名称

◎　災害時協力井戸による給水

こちらは防災野田です。市内の災害時協力井戸で給水を行っています。ポリ容器などを持参ください。給水は井戸所有者の指示に従ってください。

◎　救援物資の配給

こちらは防災野田です。〇時から〇〇で救援物資の配給を行います。配給の物品は（食料、衣類、生活用品）です。

※「〇〇」は施設名称

〔例文　１１〕　東海地震関連に関する情報

◎　注意情報発表時

こちらは防災野田です。〇時〇分に東海地震の注意情報が発表されました。今後、東海地震の警戒宣言が発令されますと、一部の鉄道、バスなどの公共交通機関の運行が休止されます。テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎　警戒宣言発令

こちらは防災野田です。〇時〇分に東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言は、２・３日（又は数時間）以内に東海地方を中心に強い地震が発生する恐れがあるときに発令されます。帰宅できる方は、気をつけてお帰りください。

一部の鉄道、バスなどの公共交通機関は停止しておりますので、帰宅できない方は、近くの避難所へ移動してください。

テレビ・ラジオなどで、正確な情報を得るように努めてください。

◎　警戒宣言の解除

こちらは防災野田です。ただいまから、東海地震に係る警戒宣言の解除についてお知らせいたします。〇月〇日　〇時〇分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、〇月〇日　〇時〇分解除されました。予想されました地震発生の恐れはなくなりました。

○指定緊急避難場所一覧［地震・大規模事故対応］

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積(㎡)	有効率(%)	1人当たり面積(㎡)	収容人員
☆	関宿北部地区	1	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家143-4 (7196)-1400	建物	572	65	3.3	112
		2	関宿にこにこ水辺公園	野田市関宿三軒家143-4	広場	30,200	70	2.0	10,570
		3	関宿あおぞら広場	野田市関宿町1396	広場	7,723	70	2.0	2,703
☆		4	野田市関宿公民館	野田市関宿台町2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		5	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町2150 (7196)0113	校舎	2,204	65	3.3	434
					校庭	9,625	70	2.0	3,368
					体育館	1,089	70	3.3	231
☆		6	野田市立関宿小学校	野田市関宿台町171 (7196)0112	校舎	3,472	65	3.3	683
					校庭	7,668	70	2.0	2,683
					体育館	1,060	70	3.3	224
		7	元町香取神社	野田市関宿元町88	境内	1,093	70	2.0	382
		8	下納谷浅間神社	野田市関宿台町1006	境内	2,611	70	2.0	913
☆	関宿中部地区	9	アルフレッサファーマ(株)	野田市西高野278-5 (7196)1151	建物	7,068	65	3.3	1,392
		10	関宿幼稚園	野田市新田戸522 (7196)0167	園庭	1,508	70	2.0	527
☆		11	野田市立二川小学校	野田市桐ヶ作464 (7196)0074	校舎	3,752	65	3.3	739
					校庭	8,321	70	2.0	2,912
					体育館	1,184	70	3.3	251
		12	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ヶ作453－1 (7196)2324	園庭	1,209	70	2.0	423
☆		13	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作51－1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		14	野田市立二川中学校	野田市桐ヶ作418 (7196)0004	校舎	4,001	65	3.3	788
					校庭	23,022	70	2.0	8,057
					体育館	750	70	3.3	159
		15	アスク古布内保育園	野田市古布内1527－13 (7196)5161	園庭	1,754	70	2.0	614
		16	古布内浄禅寺	野田市古布内1329 (7196)1239	境内	11,710	70	2.0	4,098
☆		17	野田市関宿複合センター	野田市木間ヶ瀬620 (7198)3685	建物	1,254	65	3.3	247
					敷地	4,852	70	2.0	1,698

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積（㎡）	有効率（%）	１人当たり面積(㎡)	収容人員
☆		18	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花237-1 関宿支所 (7198)1111 関宿ｺﾐｭﾆﾃｨ会館 (7198) 1941	建物	4,604	65	3.3	906
					駐車場	2,767	70	2.0	968
☆		19	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		20	野田市関宿保健センター	野田市東宝珠花260 - 1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3	541
☆		21	野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花234 - 1 (7198)4321	校舎	3,699	65	3.3	728
					校庭	9,876	70	2.0	3,456
					体育館	795	70	3.3	168
	関宿南部地区	22	飯塚白山神社	野田市木間ヶ瀬475	境内	7,214	70	2.0	2,524
☆		23	野田市立木間ケ瀬中学校	野田市木間ヶ瀬3393 - 1 (7198)0218	校舎	5,479	65	3.3	1,079
					校庭	13,672	70	2.0	4,785
					体育館	748	70	3.3	158
		24	野田市立関宿南部幼稚園	野田市木間ヶ瀬3197 (7198)2075	園庭	1,260	70	2.0	441
☆		25	野田市立木間ケ瀬小学校	野田市木間ヶ瀬3640 (7198)0204	校舎	4,007	65	3.3	789
					校庭	7,019	70	2.0	2,456
					体育館	1,198	70	3.3	254
☆		26	野田市関宿総合公園（体育館）	野田市平井401 (7198)8500	体育館	5,555	70	3.3	1,178
					園内	20,918	70	2.0	7,321
☆		27	野田市木間ケ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
		28	野田市立木間ケ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬3152 - 1 (7198)3825	園庭	2,001	70	2.0	700
☆		29	千葉県立関宿高等学校	野田市木間ヶ瀬4376 (7198)5006	校舎	6,160	65	3.3	1,213
					校庭	16,176	70	2.0	5,661
					体育館	2,039	70	3.3	432
☆	川間地区	30	(株)ＵＳＳ東京	野田市中里2144-1 (7120)8000	建物	17,383	65	3.3	3,423
					駐車場	13,890	70	2.0	4,861
☆		31	野田市立川間小学校	野田市中里934 (7129)4003	校舎	3,797	65	3.3	747
					校庭	13,684	70	2.0	4,789
					体育館	882	70	3.3	187
☆		32	野田市川間公民館	野田市中里720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157
☆		33	野田市立川間中学校	野田市中里136-1 (7129)4025	校舎	5,884	65	3.3	1,158
					校庭	19,610	70	2.0	6,863
					体育館	1,282	70	3.3	271

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積（㎡）	有効率（%）	１人当たり面積(㎡)	収容人員
☆		34	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2 (7127)1111	校舎	8,188	65	3.3	1,612
					校庭	44,366	70	2.0	15,528
					体育館	5,194	70	3.3	1,101
☆		35	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎 1415 (7129)8166	校舎	4,718	65	3.3	929
					校庭	15,026	70	2.0	5,259
					体育館	1,065	70	3.3	225
☆	北部地区	36	野田市立北部中学校	野田市谷津 673 (7122)2866	校舎	6,358	65	3.3	1,252
					校庭	14,196	70	2.0	4,968
					体育館	1,604	70	3.3	340
☆		37	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁目 12-1 (7129)5989	校舎	6,828	65	3.3	1,344
					校庭	9,124	70	2.0	3,193
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		38	野田市 北コミュニティセンター	野田市春日町 16-1 北出張所 (7129)8800 北コミュニティ会館 (7129)8822	建物	2,310	65	3.3	455
					駐車場	1,045	70	2.0	365
☆		39	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1 (7127)1712	校舎	5,064	65	3.3	997
					校庭	13,154	70	2.0	4,603
					体育館	1,101	70	3.3	233
☆		40	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713 (7125)4108	校舎	11,543	65	3.3	2,273
					校庭	25,560	70	2.0	8,946
					体育館	1,516	70	3.3	321
☆		41	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700 (7122)5269	校舎	5,594	65	3.3	1,101
					校庭	19,355	70	2.0	6,774
					体育館	1,232	70	3.3	261
☆		42	野田市北部公民館	野田市谷津 384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
☆		43	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1 (7122)2748	校舎	2,407	65	3.3	474
					校庭	5,274	70	2.0	1,845
					体育館	751	70	3.3	159
☆	中央地区	44	野田市総合公園（体育館）	野田市清水 958 (7125)1155	体育館	5,406	70	3.3	1,146
					園内	187,000	70	2.0	65,450
☆		45	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482 (7122)4581	校舎	15,812	65	3.3	3,114
					校庭	21,292	70	2.0	7,452
					体育館	1,415	70	3.3	300
☆		46	野田市立清水台小学校	野田市清水 773 (7124)1191	校舎	5,476	65	3.3	1,078
					校庭	23,169	70	2.0	8,109
					体育館	946	70	3.3	200
		47	清水公園	野田市清水 1005 (7125)3030	園内	200,000	70	2.0	70,000
		48	旧専売公社跡地	野田市清水 246-1	敷地	10,639	70	2.0	3,723
		49	愛宕神社	野田市野田 725 (7122)2023	境内	9,795	70	2.0	3,428

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積(㎡)	有効率(%)	1人当たり面積(㎡)	収容人員
☆		50	野田市立第一中学校	野田市野田829-1 (7122)5524	校舎	5,160	65	3.3	1,016
					校庭	21,300	70	2.0	7,455
					体育館	2,065	70	3.3	438
☆		51	野田市立中央小学校	野田市野田611 (7122)2116	校舎	8,768	65	3.3	1,727
					校庭	9,173	70	2.0	3,210
					体育館	1,516	70	3.3	321
		52	鹿島神社	野田市中野台306 (7124)6974	境内	3,380	70	2.0	1,183
		53	キッコーマン野球場	野田市上花輪404-1	球場	9,540	70	2.0	3,339
		54	朝日ヶ丘公園	野田市上花輪新町3-14	園内	2,600	70	2.0	910
☆		55	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢139 (7124)6234	校舎	3,673	65	3.3	723
					校庭	11,621	70	2.0	4,067
					体育館	948	70	3.3	201
		56	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0	811
		57	野田市文化センター	野田市鶴奉5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0	2,473
☆		58	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3	692
					校庭	7,849	70	2.0	2,747
					体育館	796	70	3.3	168
☆		59	野田市立第二中学校	野田市中根139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3	1,035
					校庭	16,053	70	2.0	5,618
					体育館	1,426	70	3.3	302
☆	東部地区	60	野田市東部公民館	野田市鶴奉174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
					運動場	1,200	70	2.0	420
☆		61	野田市立東部中学校	野田市目吹1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3	895
					校庭	15,404	70	2.0	5,391
					体育館	751	70	3.3	159
☆		62	野田市立東部小学校	野田市鶴奉220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3	865
					校庭	8,549	70	2.0	2,992
					体育館	608	70	3.3	128
☆		63	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3	1,351
					敷地	23,200	70	2.0	8,120
					体育館	986	70	3.3	209
☆	南部地区	64	野田市立南部中学校	野田市花井67 (7122)2508	校舎	7,060	65	3.3	1,390
					校庭	21,727	70	2.0	7,604
					体育館	1,599	70	3.3	339
☆		65	野田市立南部小学校	野田市山崎1503 (7122)2509	校舎	5,301	65	3.3	1,044
					校庭	6,842	70	2.0	2,394
					体育館	765	70	3.3	162
☆		66	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積（㎡）	有効率（%）	１人当たり面積（㎡）	収容人員
☆		67	野田市 南コミュニティセンター	野田市山崎2008 南出張所 (7125)7921 南ｺﾐｭﾆﾃｨ会館 (7125)7991	建物	2,292	65	3.3	451
					駐車場	1,100	70	2.0	385
☆		68	野田市立山崎小学校	野田市山崎2733 (7125)2938	校舎	4,958	65	3.3	976
					校庭	17,788	70	2.0	6,225
					体育館	1,006	70	3.3	213
☆		69	野田市立みずき小学校	野田市みずき三丁目2-3 (7121)4311	校舎	5,143	65	3.3	1,013
					校庭	6,560	70	2.0	2,296
					体育館	1,458	70	3.3	309
☆		70	東京理科大学	野田市山崎2641 (7124)1501	校舎	19,333	65	3.3	3,808
					校庭	433,951	70	2.0	151,882
					体育館	3,326	70	3.3	705
☆	福田地区	71	野田市立福田第一小学校	野田市三ツ堀1372 (7138)2109	校舎	3,692	65	3.3	727
					校庭	7,431	70	2.0	2,600
					体育館	1,111	70	3.3	235
☆		72	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀782 (7138)1452	校舎	5,992	65	3.3	1,180
					校庭	15,344	70	2.0	5,370
					体育館	1,447	70	3.3	306
☆		73	野田市福田公民館	野田市瀬戸970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
					体育館	1,166	70	3.3	247
					運動場	12,296	70	2.0	4,303
☆		74	野田市立二ツ塚小学校	野田市二ツ塚485-2 (7138)1677	校舎	5,243	65	3.3	1,032
					校庭	15,254	70	2.0	5,338
					体育館	1,097	70	3.3	232
☆		75	野田市立福田第二小学校	野田市西三ヶ尾988 (7138)0355	校舎	2,644	65	3.3	520
					校庭	10,027	70	2.0	3,509
					体育館	493	70	3.3	104

○指定緊急避難場所一覧［土砂災害対応］

指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容施設	面積（㎡）	有効率（%）	1人当たり面積(㎡)	収容人員
☆	市内一円	1	野田市関宿公民館	野田市関宿台町2558-1 (7196)1100	建物	527	65	3.3	103
☆		2	野田市二川公民館	野田市桐ヶ作51－1 (7196)2020	建物	801	65	3.3	157
☆		3	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3	221
☆		4	野田市木間ケ瀬公民館	野田市木間ヶ瀬2935 (7198)3171	建物	964	65	3.3	189
☆		5	野田市川間公民館	野田市中里720 (7129)4002	建物	800	65	3.3	157
☆		6	野田市北部公民館	野田市谷津384 (7122)3429	建物	669	65	3.3	131
☆		7	野田市野田公民館	野田市中野台168-1 (7123)7818	建物	1,134	65	3.3	223
☆		8	野田市中央公民館	野田市鶴奉5-1 (7124)1558	建物	1,535	65	3.3	302
☆		9	野田市東部公民館	野田市鶴奉174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3	132
☆		10	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎1154-1 (7122)5402	建物	863	65	3.3	169
☆		11	野田市福田公民館	野田市瀬戸970-1 (7138)2407	建物	690	65	3.3	135
					体育館	1,166	70	3.3	247

○指定避難所一覧［洪水対応］

大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
関宿江戸町、関宿町、関宿三軒家、関宿台町	千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家143－4	04-7196-1400	全て
関宿元町、関宿内町	野田市立関宿中学校	野田市関宿台町2150	04-7196-0113	2F以上
関宿台町、関宿元町飛地、関宿江戸町飛地、西高野、東高野、中戸、新田戸	アルフレッサファーマ㈱	野田市西高野278-5	04-7196-1151	2F以上
柏寺	野田市立二川小学校	野田市桐ケ作464	04-7196-0074	3F以上
	野田市立二川中学校	野田市桐ケ作418	04-7196-0004	3F以上
親野井	野田市 関宿複合センター	野田市木間ケ瀬620	04-7198-3685	2F以上
親野井、平井、東宝珠花、次木、なみき一丁目～四丁目	野田市関宿中央公民館	野田市東宝珠花253-1	04-7196-2166	2F以上
	野田市 関宿保健センター	野田市東宝珠花260－1	04-7198-5011	2F以上
	野田市立 関宿中央小学校	野田市東宝珠花234－1	04-7198-4321	2F以上
次木、なみき一丁目～四丁目	野田市いちいのホール （関宿支所） （関宿ｺﾐｭﾆﾃｨ会館）	野田市東宝珠花237-1	04-7198-1111 04-7198-1941	2F以上
桐ケ作、古布内	野田市立 木間ケ瀬中学校	野田市木間ケ瀬3393－1	04-7198-0218	全て
	野田市立 木間ケ瀬小学校	野田市木間ケ瀬3640	04-7198-0204	全て
	野田市立 関宿南部幼稚園	野田市木間ケ瀬3197	04-7198-2075	全て
岡田、丸井、木間ケ瀬新田、木間ケ瀬	野田市関宿総合公園（体育館）	野田市平井401	04-7198-8500	2F以上
	野田市木間ケ瀬公民館	野田市木間ケ瀬2935	04-7198-3171	2F以上
	㈱ＵＳＳ東京	野田市中里 2144-1	04-7120-8000	3F以上
木間ケ瀬、船形、中里、長谷、小山、莚打、尾崎、東金野井、日の出町、尾崎台、泉一丁目～三丁目	野田市立川間小学校	野田市中里934	04-7129-4003	全て
	野田市川間公民館	野田市中里720	04-7129-4002	全て
	野田市立川間中学校	野田市中里136-1	04-7129-4025	全て
	学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	野田市尾崎 2241-2	04-7127-1111	2F以上
	野田市立尾崎小学校	野田市尾崎1415	04-7129-8166	全て
	野田市立北部中学校	野田市谷津673	04-7122-2866	全て

大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目～二丁目、五木新町、春日町、谷吉、光葉町一丁目～三丁目	野田市立岩木小学校	野田市岩名二丁目 12-1	04-7129-5989	全て
	野田市北ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（北出張所）（北ｺﾐｭﾆﾃｨ会館）	野田市春日町 16-1	04-7129-8800 04-7129-8822	全て
	野田市立七光台小学校	野田市七光台 20-1	04-7127-1712	全て
	千葉県立野田中央高等学校	野田市谷津 713	04-7125-4108	全て
	野田市立岩名中学校	野田市岩名 1700	04-7122-5269	全て
	野田市北部公民館	野田市谷津 384	04-7122-3429	全て
	野田市立北部小学校	野田市谷津 25-1	04-7122-2748	全て
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1	04-7122-4202	全て
	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316－1	04-7121-0222	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目～二丁目	野田市総合公園（体育館）	野田市清水 958	04-7125-1155	全て
	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	全て
	野田市立清水台小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	全て
	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	全て
	野田市立中央小学校	野田市野田 611	04-7122-2116	全て
山崎、山崎新町、今上、桜台、桜木、花井、堤根、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目～四丁目	野田市立南部小学校	野田市山崎 1503	04-7122-2509	全て
	野田市立山崎小学校	野田市山崎 2733	04-7125-2938	全て
	野田市立みずき小学校	野田市みずき三丁目 2－3	04-7121-4311	2F 以上
	野田市立南部中学校	野田市花井 67	04-7122-2508	全て
	野田市南部梅郷公民館	野田市山崎 1154-1	04-7122-5402	全て
	野田市南ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ（南出張所）（南ｺﾐｭﾆﾃｨ会館）	野田市山崎 2008	04-7125-7921 04-7125-7991	全て
	東京理科大学	野田市山崎 2641	04-7124-1501	全て

大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
下三ケ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上 灰毛、木野崎、上三ケ尾、二ツ塚、 西三ケ尾、大青田飛地	野田市立 福田第一小学校	野 田 市三 ツ 堀 1372	04-7138-2109	全て
	野田市立 福田第二小学校	野田市西三ケ尾 988	04-7138-0355	全て
	野田市立二ツ塚小学校	野 田 市二 ツ 塚 485-2	04-7138-1677	2F 以上
	野田市立福田中学校	野田市三ツ堀 782	04-7138-1452	全て
	野田市福田公民館	野田市瀬戸 970-1	04-7138-2407	全て

○備蓄倉庫・備蓄品一覧

平成29年3月1日現在

区　　分	単　位	合計	市役所	欅のホール	南コミセン	北コミセン	川間公民館	東部公民館	福田公民館	いちいのホール	関宿中央公民館	二川公民館	みずき備蓄倉庫	小学校中学校
サバイバルフーズクラッカー	缶	6,950	536	552	408	276	1164	276	164	556		138		2,880
保存水（500ml）	箱（24本/1箱）	826	1	45			342	100	25	153				160
保存水（2000ml）	箱（6本/1箱）	3,066	202	100	380	537	1,022			200				625
毛布	枚	13,190	205	230	840	560	3,620	100	130	700		250	855	5,700
敷きマット	枚	2,331											731	1,600
レスキューシート	枚	4,450	140										1,110	3,200
簡易トイレ	個	412								40		30	50	292
トイレ袋セット	枚	17,892											2,792	15,100
紙おむつ（新生児用）	枚	1,080								1,080				
紙おむつ（小児用：S）	枚	1,260								1,260				
紙おむつ（小児用：M）	枚	4,980								4,980				
紙おむつ（小児用：L）	枚	8,268								8,268				
紙おむつ（成人用パンツタイプ：M）	枚	2,754			612	612				1,530				
紙おむつ（成人用パンツタイプ：L）	枚	1,350								1,350				
紙おむつ（成人用テープ止めタイプ：L）	枚	312			156	156								
尿取りパッド（成人用）	枚	3,465								3,465				
生理用品（昼用）	枚	7,070			480	480				6,210				
生理用品（夜用）	枚	3,953			288	288				3,377				
ほ乳ビン	本	313	33			40				240				
粉ミルク（新生児用）	本	5,168	2,768							2,400				
粉ミルク（乳児用）	本	2,880	1,400							1,480				
三角巾大	枚	390				90				300				
発電機	台	42	30		1				1	10				
医療資器材	セット	6		1	1	1		1	1	1				

○飲料水確保量

施　　設　　名		数　　量
上花輪浄水場		７，２００m^3
東金野井浄水場		５，９００m^3
中根配水場		１０，０００m^3
木間ケ瀬浄水場		４，９５３m^3
桐ケ作配水場		１，２６０m^3
関宿台町浄水場（休止中）		５８８m^3
耐震性貯水槽	川間駅南中央公園	１００m^3
	梅郷５号緑地	１００m^3

○指定給水場

地区名	場　　所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
関宿北部地区	関宿公民館
関宿中部地区	二川公民館
関宿南部地区	木間ケ瀬公民館
その他	東金野井浄水場　　木間ケ瀬浄水場 上花輪浄水場　　桐ケ作配水場 中根配水場　　関宿台町浄水場 耐震性貯水槽の設置場所（岩名二丁目 39 番地　川間駅南中央公園内 三ツ堀 969 番地の 347　梅郷５号緑地）

○野田市内の緊急輸送路

県緊急輸送道路１次路線	県緊急輸送道路２次路線
国道 16 号、主要地方道つくば野田線（柳沢交差点以西）、主要地方道松戸野田線、主要地方道越谷野田線（野田市中野台交差点以西）	主要地方道つくば野田線（国道 16 号以東）、主要地方道結城野田線（野田市中里交差点以北）、主要地方道境杉戸線

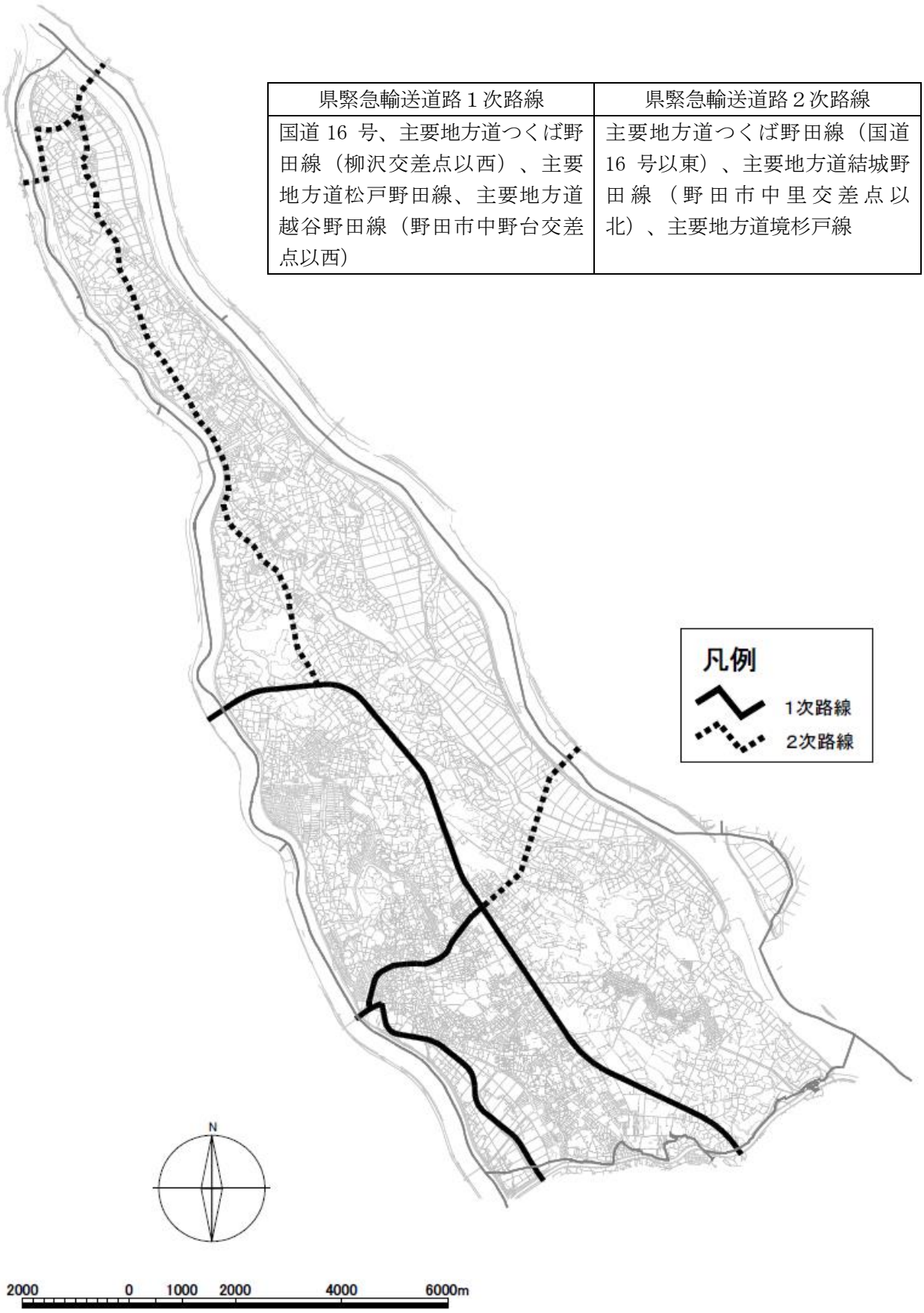

○ヘリコプター臨時離発着場

離発着場名称	所在地	座　標※	施設管理者	広さ(m)	区分
野田市総合公園自由大広場	野田市清水字川通地先	N 35° 57′ 44″ E 139° 50′ 52″	教育長	120 × 80	中
野田市役所本庁舎屋上	野田市鶴奉 7-1	N 35° 57′ 18″ E 139° 52′ 29″	市　長	15 × 15	※
野田市文化センター駐車場	野田市鶴奉 5-1	N 35° 57′ 23″ E 139° 52′ 22″	教育長	34 × 70	小
川間駅南中央公園	野田市岩名２丁目 39	N 35° 58′ 24″ E 139° 50′ 12″	市　長	100 ×120	大
野田市立関宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1	N 36° 01′ 28″ E 139° 49′ 24″	教育長	80 × 50	中
梅郷４号公園	野田市三ツ堀 969-1	N 35° 56′ 22″ E 139° 54′ 52″	市　長	60 × 30	小

※全備重量 4.4ｔ、全長 15m以下の機種に限る。

※座標は世界測地系

○市域内における収容医療機関

	病　院　名	住　所	電話番号
1	キッコーマン総合病院	野田市宮崎１００	７１２３－５９１１
2	小張総合病院	野田市横内２９－１	７１２４－６６６６
3	門倉医院	野田市上花輪６２８－１	７１２４－５３１１
4	山崎外科内科	野田市清水４１９	７１２２－２３５９
5	野田中央病院	野田市二ツ塚１４８	７１２２－６１６１
6	江戸川病院	野田市山崎２７０２	７１２４－５５１１
7	岡田病院	野田市柳沢２２１	７１２４－６１５１
8	木野崎病院	野田市木野崎１５６１－１	７１３８－０３２１
9	アイレディースクリニック	野田市尾崎１４６４	７１３７－７６６１
10	遠藤産婦人科医院	野田市柳沢２０	７１２４－７８６０
11	杉崎クリニック	野田市宮崎５６－２３	７１２５－１０７０
12	川間太田産婦人科医院	野田市岩名２－７－１	７１２７－１１３５
13	野田病院	野田市中里１５５４－１	７１２７－３２００
14	東葛飾病院	野田市中戸１３	７１９６－１１６６

○被害の認定基準（災害総括報告）

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者うち１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※　住家とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第１条第１項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの。）をいう。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路のうち,橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

５　災害救助法・協定等　資料５－１　被害の認定基準（災害総括報告）

被害区分		認定基準等
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第18号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	水道施設	※断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

○災害救助法による救助の程度・方法及び期間

（平成24年９月７日現在）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>＜基本額＞
避難所設置費
１人　１日当たり
300 円以内
＜加算額＞
冬季　別に定める額を加算
高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>１　規　格
１戸当たり平均29.7㎡（９坪）を基準とする。
２　限度額
１戸当たり
2,401,000円以内
３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。
（規模、費用は別に定めるところによる。）</td><td>災害発生の日から20日以内に着工</td><td>１　平均１戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。
２　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。
３　供与期間
最高２年以内
４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>１　避難所に収容された者
２　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>１人１日当たり
1,010 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は 1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者
（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
２　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

区　分		１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	17,200	22,200	32,700	39,200	49,700	7,300
	冬	28,500	36,900	51,400	60,200	75,700	10,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,400	2,400
	冬	9,100	12,000	16,800	19,900	25,300	3,300

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
医　　療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の８割以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2　輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 １世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から１か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から (教科書) １か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当たり3,300 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当たり5,000円以内 検　案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	１　検案は原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上 ３　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	１世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 24,700 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700 円以内 保健師、助産師、看護師、及び准看護師 16,000 円以内 救急救命士 16,200 円以内 土木技術者、建築技術者 16,100 円以内 大工 18,600 円以内 左官 17,200 円以内 とび職 18,100 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○激甚災害指定基準、局地激甚災害指定基準

激甚災害指定基準

※昭和37年２月７日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法２章３条～４条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 都道府県分の負担事業の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5
激甚法５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの (1) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の４ (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
激甚法６条（農林水産業協同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	次の１及び２の要件に該当する災害。ただし当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 激甚法５条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の1.5であることにより激甚法８条の措置が適用される激甚災害
激甚法８条（天災融資法の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮 （Ａ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 （Ｂ基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の該当被害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の３
激甚法11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の５ （Ｂ基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上あるもの。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	(1) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の１
激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等） 同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例） 同15条（中小企業近代化に対する資金の融通に関する特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.2 （Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06かつ次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の２ ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設） 同17条（私立学校施設） 同19条（市町村施行の感染症予防事業）	激甚法２章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。
激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （Ａ基準） 被災地全域滅失住宅戸数≧4,000戸 （Ｂ基準） 次の１、２のいずれかに該当する災害 (1) 被災地全域滅失住宅戸数≧2,000戸かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で200戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の１割以上 (2) 被災地全域滅失住宅戸数≧1,200戸かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で400戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の２割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。
激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法２章又は５条の措置が適用される激甚災害。
上記以外の条による措置	災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮

局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日の中央防災会議が次のように基準を定めている。

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
激甚法２章３条～４条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助） 同５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置） 同６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	事業費査定見込額＞当該市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の50（ただし当該査定事業費が1,000万円未満を除く） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 農地等の災害復旧事業に要する経費見込額＞当該市町村の当復旧事業等に係る補助該当年度の農業所得推定額×100分の10（ただし、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）＞当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額×1.5（ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く） かつ、要復旧見込面積が大火による被害にあっては、おおむね300ha、その他の災害にあっては当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおよそ25％を越える場合。
激甚法12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等） 同13条（中小企業近代化資金助成法による災害関係特例） 同15条（中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の10(ただし､被害額が1,000万円未満を除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法２章又は５条の措置が適用される激甚災害。

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和52年10月７日
野田市条例第37号
注　平成22年9月から改正経過を注記した。
改正 昭和53年７月10日条例第23号
昭和56年10月３日条例第32号
昭和57年12月25日条例第21号
昭和62年３月31日条例第10号
平成４年３月31日条例第10号
平成22年９月30日条例第27号
平成23年５月24日条例第17号
平成23年９月30日条例第26号
平成25年３月27日条例第13号

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第85号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉の向上及び生活の安定に資することを目的とする。

（平22条例27・一部改正）

（定　義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民　災害により死亡又は被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　市長は、令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により市民が死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金を支給するものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹

（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給する。

４　前３項において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（平23条例26・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金をうけることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第２条に規定する場合

(3) 市長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障がいがあるときは、当該市民（以下「障がい者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（平22条例27・一部改正）

（災害障害見舞金の額）

第10条　障がい者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

（平22条例27・一部改正）

（準用規定）

第11条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付

（災害援護資金の貸付）

第12条　市長は、令第３条に規定する災害により法第10条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸付けるものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2) 世帯主の負傷者がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350万円

(3) 第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項かっこ書で定める場合は５年）とする。

（利　率）

第14条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還の全部又は一部免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第１項及び令第８条から第12条までの規定によるものとする。

（委　任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（平23条例17・旧附則・一部改正）

（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の償還期間等の特例）

２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第２項及び第14条の規定の適用については、第13条第２項中「10年」とあるのは「13年」と、「３年」とあるのは「６年」と、「５年」とあるのは「８年」と、第14条中「年３パーセント」とあるのは「年1.5パーセント（保証人

を立てる場合にあっては無利子）」とする。

（平23条例17・追加）

３　前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第３項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第１項の規定により読み替えられた法第13条第１項及び平成23年特別令第14条第８項の規定によるものとする。

（平23条例17・追加、平25条例13・一部改正）

附　則（昭和53年７月10日野田市条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和53年１月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和56年10月３日野田市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和57年12月25日野田市条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第９条から第11条までの規定は、昭和57年７月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和62年３月31日野田市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第１項の規定は、昭和61年７月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成４年３月31日野田市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第１項の規定は同年５月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成22年９月30日野田市条例第27号）

この条例は、平成22年11月１日から施行する。

附　則（平成23年５月24日野田市条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、平成23年３月11日から適用する。

附　則（平成23年９月30日野田市条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例第４条第１項の規定は、平成23年３月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

附　則（平成25年３月27日野田市条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成25年１月17日から適用する。

○野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和52年10月７日
野田市規則第30号
注 平成22年10月から改正経過を注記した。
改正 昭和57年12月25日規則第25号
平成16年７月30日規則第45号
平成17年３月29日規則第34号
平成22年10月28日規則第33号
平成23年５月19日規則第29号
平成23年５月24日規則第30号
平成25年３月27日規則第13号

目　次

第１章　総　則（第１条）
第２章　災害弔慰金の支給（第２条・第３条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第４条・第５条）
第４章　災害障害見舞金の貸付け（第６条－第18条）

第１章　総　則

（目　的）

第１条　この規則は、野田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和52年野田市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　市長は、条例第３条の規定による災害弔慰金の支給は、次に掲げる事項の調査をして行うものとする。

(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
(2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
(3) 死亡者の遺族に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平23規則30・一部改正）

（必要書類の提出）

第３条　市長は、本市の区域外で死亡した者の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被害証明書を提出させるものとする。

２　市長は、本市に住所を有しない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　市長は、条例第９条の規定による災害障害見舞金の支給は、次に掲げる事項の調査をして行うものとする。

(1) 障がい者の氏名、性別及び生年月日
(2) 障がいの原因となる負傷又は疾病の状態になった年月日及び負傷又は疾病の状況
(3) 障がいの種類及び程度に関する事項
(4) 支給の制限に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平22規則33・平23規則30・一部改正）

（必要書類の提出）

第５条　市長は、本市の区域外で障がいの原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　市長は、障がい者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する程度の障がいを有することを証明する医師の診断書（別記第１号様式）を提出させるものとする。

（平22規則33・平23規則30・一部改正）

第４章　災害障害見舞金の貸付け

（平23規則30・改称）

（借入れの申込み）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（別記第２号様式。以下「借入申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあっては、医師の療養見込期間及び療養費概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月１日から５月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村に居住していた者がする借入れの申込みにあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村の証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

２　借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに借入申込書を提出しなければならない。

（平23規則30・一部改正）

（調　査）

第７条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定通知等）

第８条　市長は、資金の貸付けを決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（別記第３号様式）により当該借入申込者に通知するものとする。

２　市長は、資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（別記第４号様式）により当該借入申込者に通知するものとする。

（平23規則30・一部改正）

（借用書の提出）

第９条　前条第１項の規定により資金の貸付けの決定を受けた借入申込者は、保証人の連署した災害援護資金借用書（別記第５号様式。以下「借用書」という。）に当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（平23規則30・一部改正）

（貸付金の交付）

第10条　市長は、前条の借用書を受理したときは、速やかに貸付金を交付するものとする。

（平23規則30・一部改正）

（借用書等の返還）

第11条　市長は、貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条　繰上償還をしようとする借受人は、繰上償還申出書（別記第６号様式）を市長に提出するも

のとする。

（償還金の支払猶予）

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（別記第７号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、償還金の支払の猶予を認めることを決定したときは、償還金支払猶予承認通知書（別記第８号様式）により当該借受人に通知するものとする。

３　市長は、償還金の支払の猶予を認めないことを決定したときは、償還金支払猶予不承認通知書（別記第９号様式）により当該借受人に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、違約金支払免除申請書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、違約金の支払の免除を認めることを決定したときは、違約金支払免除承認通知書（別記第11号様式）により当該借受人に通知するものとする。

３　市長は、支払の免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別記第12号様式）により当該借受人に通知するものとする。

（償還免除）

第15条　資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書（別記第13号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 借受人が死亡した場合にあっては、そのことを証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができない場合にあっては、そのことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

２　市長は、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を認めることを決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（別記第14号様式）により当該申請者に通知するものとする。

３　市長は、資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を認めないことを決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（別記第15号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（平22規則33・平23規則30・一部改正）

（督　促）

第16条　市長は、償還金を支払期限までに支払わなかった者があるときは、督促状を発行するものとする。

（変更の届出）

第17条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動が生じたときは、借受人（借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人）は、速やかにそのことを氏名等変更届（別記第16号様式）により市長に届け出なければならない。

（補　則）

第18条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（平23規則30・追加）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（平23規則30・旧附則・一部改正）

（東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の申込期間等の特例）

２　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第２条第１項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。）第14条第１項に定めるものに対する災害援護資

金の貸付けに係る第６条第２項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日」とあるのは「平成30年３月31日」とする。

（平23規則30・追加、平25規則13・一部改正）

３　前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第９条の規定の適用については、同条中「保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「災害援護資金借用書」と、「当該借入申込者及び保証人の印鑑証明書」とあるのは「当該借入申込者の印鑑証明書」とする。

（平23規則30・追加）

４　平成23年特別令第14条第１項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第６条第１項第２号の規定の適用については、同号中「被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月１日から５月末日までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成21年（平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。）」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

（平25規則13・追加）

附　則（昭和57年12月25日野田市規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年７月30日野田市規則第45号）

（施行期日）

１　この規則は、平成16年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の既存の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成17年３月29日野田市規則第34号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成22年10月28日野田市規則第33号）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成23年５月19日野田市規則第29号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（平成23年５月24日野田市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成23年３月11日から適用する。

附　則（平成25年３月27日野田市規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の野田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成25年１月17日から適用する。

○災害見舞金品交付要綱

昭和51年４月１日
野田市告示第11号
注 平成24年６月から改正経過を注記した。
改正 昭和55年３月29日告示第 16号
昭和57年10月１日告示第 32号
平成３年３月26日告示第 36号
平成14年12月27日告示第 13号
平成24年６月15日告示第135号

（目　的）

第１条　この要綱は、災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没をした世帯に対し交付する見舞金の基準を定めることを目的とする。

（対象者）

第２条　災害見舞金品の交付を受けることのできる者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者で災害により住宅が別表に定める被害を受けた場合とする。ただし、特に市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（平24告示135・一部改正）

（見舞金品）

第３条　見舞金品は、別表による。

（被害状況聴取等）

第４条　罹災者の被害状況聴取等については、必要に応じ消防署職員、民生委員等と連絡をとり行うものとする。

（適用除外）

第５条　この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害については適用しない。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（昭和55年３月29日野田市告示第16号）

この要綱は、公布の日から施行し、昭和55年４月１日以後に発生した災害から適用する。

附　則（昭和57年10月１日野田市告示第32号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の災害見舞金品交付要綱別表の規定は、昭和57年９月12日以後に被害を受けたものに係る見舞金から適用する。

附　則（平成３年３月26日野田市告示第36号）

この要綱は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成14年12月27日野田市告示第13号抄）

（施行期日）

１　この告示は、平成15年１月１日から施行する。

附　則（平成24年６月15日野田市告示第135号）

この告示は、平成24年７月９日から施行する。

別表

災害見舞金の額等

<table>
<tr><th>種　類</th><th>災害の程度</th><th>対　象</th><th>見舞金</th><th>見舞品</th><th>付　記</th></tr>
<tr><td rowspan="6">災害見舞金</td><td rowspan="2">全焼、全壊
流出、埋没</td><td>住宅（共同住宅を含む。）</td><td>50,000 円</td><td rowspan="6">状況に応じ毛布等を支給する。</td><td rowspan="6">住宅等の一部焼損は除く。</td></tr>
<tr><td>独身社員寮及び寄宿舎等</td><td>１人につき
20,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半焼、半壊
半流出
半埋没</td><td>住宅（共同住宅を含む。）</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>独身社員寮及び寄宿舎等</td><td>１人につき
10,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">床上浸水</td><td>住宅（共同住宅を含む。）</td><td>20,000 円</td></tr>
<tr><td>独身社員寮及び寄宿舎等</td><td>１室につき
5,000 円</td></tr>
<tr><td>弔　慰　金</td><td colspan="5">１人につき　50,000 円</td></tr>
<tr><td>傷害見舞金</td><td>入院２週間以上と診断された者</td><td colspan="4">１人につき　10,000 円</td></tr>
</table>

備考　共同住宅が単独世帯であるときは、独身社員寮及び寄宿舎等の項を適用する。

○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）

平成29年３月１日現在

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
全市町村	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内54市町村及び千葉県	H8.2.23	1　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3　救援及び救護活動に必要な車両、船艇等の提供 4　救援及び応急復旧に必要な医事職、技術職及び技能職等の職員の派遣 5　被災傷病者の受け入れ 6　被災者の一時収容のための施設の提供 7　ゴミ、し尿等の処理のための施設の提供 8　ボランティアの受付及び活動調整 9　その他
全市町村及び15衛生等組合	災害時における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	全市町村・香取広域市町村圏事務組合・長生郡市広域市町村圏組合・鋸南地区環境衛生組合・東総衛生組合・印旛衛生施設管理組合・柏白井鎌ヶ谷環境衛生組合・山武郡市広域行政組合・夷隅環境衛生組合・印西地区衛生組合・匝瑳市ほか二町環境衛生組合・佐倉市、酒々井町清掃組合・山武郡市環境衛生組合・東金市外三市町清掃組合・印西地区環境整備事業組合・安房郡市広域市町村圏事務組合	H9.7.31	災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合の相互援助について

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
東葛飾地域９市	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	市川市・船橋市・松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市	S50.7.24	１　飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供 ２　食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材 ３　医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ４　救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣 ５　避難所、避難場所（収容施設）の提供 ６　その他市町が災害に際し必要を認めて要請した事項
36水道事業体、12水道供給事業体、芝山町及び千葉県	千葉県水道災害応援協定	県内36市町村及び県水道局・長門川水道企業団・八匝水道企業団・山武郡市広域水道企業団・長生郡市広域市町村圏組合・三芳水道企業団・九十九里地域水道企業団・北千葉広域水道企業団・東総広域水道企業団・君津広域水道企業団・印旛郡市広域市町村圏事務組合・南房総広域水道企業団・鹿野山水道株式会社・千葉県	H7.11.2	応急給水、応急復旧、応急復旧用資材の供出について
33水道事業体、11水道供給事業体、キッコーマン㈱	公益社団社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	千葉県・銚子市・旭市・我孫子市・市原市・印西市・柏市・勝浦市・香取市・鴨川市・木更津市・君津市・佐倉市・山武市・白井市・袖ケ浦市・千葉市・富里市・流山市・習志野市・成田市・野田市・富津市・松戸市・南房総市・八街市・八千代市・四街道市・印旛郡市広域市町村圏事務組合・北千葉広域水道企業団・君津広域水道企業団・九十九里地域水道企業団・山武郡市広域水道企業団・長生郡市広域市町村圏組合・東総広域水道企業団・長門川水道企業団・八匝水道企業団・南房総広域水道企業団・三芳水道企業団・鋸南町・神崎町・酒々井町・多古町・東庄町・キッコーマン㈱	H10.5.18	応急給水作業・応急復旧作業・応急復旧用資機材の供出

市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協　定　内　容
静岡県島田市	災害時の応援に関する協定書	静岡県島田市	H8.1.31	1　災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2　生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3　災害応急措置及　び応急復旧に必要な車両等の提供 4　災害応急措置及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員等の応援 5　前各号に定めるものの他、特に要求のあった応援
茨城県境町、五霞町	災害時の応援に関する協定書	茨城県境町、五霞町	H24.9.3	1　災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 2　生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供 3　災害応急対策及び応急復旧に必要な車両等の提供 4　災害応急対策及び応急復旧に必要な職員の応援 5　ボランティアのあっ旋 6　避難が必要な被災者の受入れ者の受け入れ 7　前各号に定めるもののほか特に要求のあった応援
２１市町村及び14衛生等組合	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	北茨城市、那須地区広域行政事務組合、南那須地区広域行政事務組合、佐野地区衛生施設組合、筑西広域市町村圏事務組合、鹿嶋市、潮来市、牛久市、常陸太田市、神栖市、高萩市、東海村、城里町、かすみがうら市、新治地方広域事務組合、常総衛生組合、大宮地方環境整備組合、茨城地方広域環境事務組合、浦安市、四街道市、鴨川市、流山市、山武群市広域行政組合、我孫子市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、昭島市、中巨摩地区広域事務組合、上野原市、笛吹市、大泉町、みなかみ町、館林衛生施設組合、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合・さしま環境管理事務組合	H25.7.12 H28.10.21 (追加)	1　応急物資及び資機材の提供 2　応急及び復旧に必要な職員の派遣 3　前２号に掲げるもののほか特に要請があった事項

○災害時応援協定一覧（民間事業者）

平成29年５月31日現在

	物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
物資協定	災害時における物資の供給に関する協定	ちば東葛農業協同組合	H7.4.26	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保
	災害時における物資の供給に関する協定	㈱ライフコーポレーション	H7.4.26	
	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	パルシステム千葉	H17.4.26	
	災害時における防災活動協力に関する協定	イオンノア店	H18.7.19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等
	災害時における応急給食に関する協定	野田市日本蕎麦商組合	H13.8.28	応急給食として、握り飯及び麺類の用意
	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県LPガス協会野田支部	H22.1.20	応急生活物資等（ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ、ｺﾝﾛ、炊飯器など）の優先供給
	災害時における救援物資提供に関する協定	ｺｶ･ｺｰﾗｲｰｽﾄｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社	H22.2.26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供
	災害時における仮設トイレの供給協力に関する協定	旭ハウス工業株式会社	H26.6.6	災害時の仮設トイレの供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H27.3.20	災害時の食料・飲料水・生活必需品等の供給協力
	災害時における物資の供給協力に関する協定	セッツカートン株式会社	H27.4.17	段ボール製品（簡易ベッド、間仕切り、簡易トイレ等）の供給協力
	災害時の物資供給等に関する協定	**式会社セブンーイレブン・ジャパン**	**H28.1.20**	**災害時の物資（食料品、飲料品、日用品等）の供給協力**
	災害時の物資供給等に関する協定	**株式会社マツモトキヨシ**	**H28.12.1**	**災害時の物資（食料品、飲料品、日用品、医薬品等）の供給協力**

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	災害時の医療救護活動についての協定書	野田市医師会	S60.11.9	災害時の医療活動の要請
	災害時の応急救護活動についての協定書	千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区	H11.8.27	医療活動に関する協力
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	野田市歯科医師会	H16.8.12	災害時の歯科医療活動の要請

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	**野田建設業協同組合**	H16.4.6	災害時における応急工事等に関すること
	地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定	県北建設業協同組合	H16.4.6	災害時における応急工事等に関すること
	災害時における水道施設復旧等協力に関する協定	野田市管工事協同組合	H18.1.23	災害時における復旧工事等に関すること
	災害時における応急措置に関する協定	千葉土建一般労働組合野田支部	H22.1.20	災害における応急措置に関すること
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	**株式会社東芝東関東支店**	**H28.12.1**	**水道施設の災害復旧設備工事等に関すること**

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援協定	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29.2.17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
支援協力協定	災害時支援協力に関する協定	株式会社千葉カントリー倶楽部	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	紫興業株式会社	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	災害時支援協力に関する協定	ＰＧＭプロパティーズ株式会社	H25.10.29	災害発生により指定避難所が使用できない場合、緊急避難施設としてのゴルフ場施設利用に関する協力
	広告付避難場所看板に関する協定	東電タウンプランニング株式会社	H27.10.7	電柱に設置する看板(巻広告)の趣旨に賛同した民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載
	防災啓発情報等に関する協定	ＮＴＴタウンページ株式会社	H29.3.22	地域防災力の強化に繋げることを目的とした自然災害等に対する防災啓発情報の発信に関する協力
	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社	H29.5.9	災害時において被災者等の通信の確保を目的とした災害時用公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協力

○警報・注意報発表基準一覧

平成 26 年 10 月 9 日現在
発表官署　銚子地方気象台

野田市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警報	大雨	浸水害	雨量基準	平坦地：１時間雨量 60㎜ 平坦地以外：１時間雨量 70㎜
		土砂災害	土壌雨量指数基準	127
	洪水		雨量基準	平坦地：１時間雨量 60㎜
				平坦地以外：１時間雨量 70㎜
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	平坦地：３時間雨量 50㎜ かつ 流域雨量指数　江戸川流域＝５
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］、江戸川［西関宿・野田］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 20cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		雨量基準	１時間雨量 40 ㎜
			土壌雨量指数基準	109
	洪水		雨量基準	１時間雨量 40 ㎜
			流域雨量指数基準	－
			複合基準	平坦地：３時間雨量 30㎜ かつ 流域雨量指数　江戸川流域＝５
			指定河川洪水予報による基準	利根川中流部［芽吹橋］，江戸川［西関宿・野田］
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	24 時間降雪の深さ５cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予測される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30％で、実効湿度 60％	
	なだれ			
	低温		夏季（最低気温）：銚子地方気象台で 16℃以下の日が２日以上継続 冬季（最低気温）：銚子地方気象台で－３℃以下、千葉特別地域気象観測所で－５℃以下	
	霜		４月１日～５月 31 日　最低気温４℃以下	
	着氷・着雪		著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100㎜

○土砂災害警戒区域等一覧

・急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ、Ⅱとは

傾斜度30度以上、高さ５メートル以上の急傾斜地で、１戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼす恐れの箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が、

５戸以上等　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

１～４戸　　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所番号	箇所名	字　名
II-1004	上花輪 1	上花輪弥蛇谷
II-1005	上花輪 2	上花輪弥蛇谷
I-0237	笹久保	瀬戸笹久保
I-2014	下原付	清水下原付
I-2017	松山	堤台松山

土砂災害警戒区域等指定地一覧

箇所番号	所在地	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
II-1004	上花輪弥蛇谷	急傾斜地の崩壊	平成 25 年３月１日	千第 94 号	特別警戒 区域なし
I-0237	瀬戸笹久保	急傾斜地の崩壊	平成 24 年３月２日	千第 136 号	千第 139 号

６　風水害・土砂災害　資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

〇保育園・幼稚園

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿中部幼稚園	野田市桐ケ作 453-1
2	アスク古布内保育園	野田市古布内 1527-13
3	コビープリスクールせきやど保育園	野田市なみき二丁目 3-3
4	野田市立木間ケ瀬保育所	野田市木間ケ瀬 3152-1
5	関宿幼稚園	野田市新田戸 522

〇高齢者施設

NO	施設名	所在地
1	関宿ナーシングビレッジ	野田市桐ケ作 666
2	ささらホーム	野田市桐ケ作 933-4
3	福聚苑老人保健施設	野田市中戸 20
4	ツクイ木間ケ瀬	野田市木間ケ瀬 612-1
5	ポプラ	野田市木間ケ瀬 613-14
6	縁「ゆかり」野田センター	野田市木間ケ瀬 2148-3
7	ささらホーム	野田市木間ケ瀬 2460-21
8	ささらホーム	野田市木間ケ瀬 2711-6
9	アロハデイサービス	野田市木間ケ瀬 2764-63
10	ゆりの木	野田市木間ケ瀬 3162-1
11	かえで	野田市木間ケ瀬 4011-5
12	バンヤンツリー関宿	野田市木間ケ瀬 4877-1
13	デイサービスセンター　ウェルフェア	野田市木間ケ瀬 6129
14	陽だまり	野田市尾崎 1109-3
15	星の子瀬戸校まなびや	野田市瀬戸 189-29
16	はぁとデイサービス日の出町	野田市日の出町 9-4

〇障がい者施設

NO	施設名	所在地
1	キッズセンターさくら関宿台町事業所	野田市関宿台町 278
2	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	野田市西高野 334-1
3	ウィズパートナー	野田市東宝珠花 247-2
4	きらり	野田市木間ケ瀬 1936-1
5	くすのき苑	野田市木間ケ瀬 3121
6	ワークショップくすのき	野田市木間ケ瀬 4011-5
7	放課後デイサービスＳａｎｔａ	野田市木間ケ瀬 4359-3
8	放課後デイサービスＣｈｅｒｉｅ	野田市木間ケ瀬 4359-10
9	ほのか	野田市木間ケ瀬 4839-101
10	のぞみ	野田市尾崎 837-15
11	わくわくスポーツ広場	野田市尾崎 1719-1
12	つばさ	野田市目吹 2578-4
13	たんぽぽ保育園あしたば	野田市山崎 1088-2
14	野田芽吹学園	野田市下三ケ尾 875-1
15	ＬＳ～ルース～	野田市瀬戸 189-48
16	就労サポート・のだ	野田市三ツ堀 356-1

６　風水害・土砂災害　資料６－３　水防法第１５条第１項に規定する浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

〇その他の施設

NO	施設名	所在地
1	野田市立関宿学童保育所	野田市関宿台町 171
2	野田市立二川学童保育所	野田市桐ケ作 464
3	野田市立関宿中央学童保育所	野田市東宝珠花 234-1
4	野田市立関宿中央第二学童保育所	野田市東宝珠花 234-1
5	野田市立関宿子ども館	野田市木間ケ瀬 620
6	野田市立木間ケ瀬学童保育所	野田市木間ケ瀬 3640
7	野田市立みずき学童保育所	野田市みずき三丁目 2-3
8	野田市立みずき第二学童保育所	野田市みずき三丁目 2-3